

第2次田辺市生涯学習推進計画



-人をはぐくみ 人をつなぎ 地域を創る 生涯学習-



田辺市教育委員会

第2次田辺市生涯学習推進計画

田辺市民憲章

(平成17年10月1日制定)

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。

田辺市の木花鳥

(平成17年10月1日指定)



田辺市の木「うばめがし」



田辺市の花「梅」



田辺市の鳥「めじろ」

ごあいさつ

田辺市と教育委員会では、平成20（2008）年3月に「人をはぐくみ人をつなぎ 地域を創る 生涯学習のまち田辺」を基本理念とする「田辺市生涯学習推進計画」を策定し、市民の主体的な学習活動を支援するとともに、市民と行政が一体となって生涯学習を推進するための環境を整えるほか、市民が学習活動を通じて、人と人、人と地域のきずなを深める機会や場づくりに積極的に取り組んでまいりました。

この10年間においては、「地域コーディネーター養成講座」、「まちづくり市民カレッジ」及び「縁パワーメント講座」などの人材育成講座に取り組みました。また、学校・家庭・地域の教育力向上を図りながら子供の健全育成に取り組む体制づくりと、地域の特色ある教育づくりを進めるため、教育委員会が所管する幼稚園、小・中学校において、共育コミュニティ推進本部事業の実施や地域の実情に応じた学社融合推進本部の設置及び地域の歴史や文化、生活の知恵や工夫を学ぶことで郷土への誇りや愛着心を育てる取組を行いました。さらには、山積する地域課題の解決に向け、地域住民自らが考え、力を合わせて課題を解決し、地域づくりにつなげる「地域力」の向上を図るため、各公民館において「地域生涯学習計画」を策定し、地域に根差した地域の特色ある事業を展開してまいりました。

この度、田辺市生涯学習推進計画の期間が満了するにあたり、これまで本市が目指し、取り組んできた生涯学習社会づくりの取組について評価・検証を行いました。そして、その成果を継承するとともに、新たな課題に対応する生涯学習施策を総合的に支援・推進するため、第2次田辺市生涯学習推進計画を策定いたしました。

人口減少や少子高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、科学技術の高度化、情報化・国際化の進展、行政サービスに対するニーズ、家庭・地域のあり方の変化など、市民を取り巻く環境は大きく変動しています。

日々変動する現代社会において、市民一人ひとりが健康で心豊かに生きていくためには、幅広い視野を持ち、生涯にわたって、自分の意思に基づいて手段や方法を選択し、自己の充実・生活の向上・職業上の能力を向上する生涯学習活動を続けていくことの重要性がより増大してきます。また、ものの豊かさから心の豊かさへと人々の意識が変化する中で、家庭や地域、社会の中で人と人とのつながりやきずなの大切さを認識するなど、自らの可能性の発見や自己実現などを学習活動に求めるようになってきています。

そうしたことから、本計画では、第2次田辺市総合計画が掲げるまちづくりの基本理念及びまちの将来像に基づき、持続可能な未来へつながる市民の主体的な学習活動への支援と市民一人ひとりの学びを支える環境の整備を柱として、市民が学習活動を通じて、人と人の輪をより一層広げられる機会や場づくりにも積極的に取り組んでまいります。また、多くの先人が不断の努力により築いてこられた各地域の歴史と文化を大切にしながら、人権尊重の精神を基本とし、市民と行政が一体となって「生涯学習のまち田辺」を目指してまいります。

平成30年3月

田辺市教育委員会
教育長 中村久仁生



目 次

第1章	はじめに	1
第1節	生涯学習推進計画の策定にあたって	3
1.	第2次田辺市生涯学習推進計画策定の趣旨	3
2.	第2次田辺市生涯学習推進計画の性格	3
3.	第2次田辺市生涯学習推進計画の構成及び期間	4
4.	第2次田辺市生涯学習推進計画の範囲	4
5.	第2次田辺市総合計画等との関係性	5
第2節	生涯学習を取り巻く主な社会的背景	6
1.	人口減少と少子・高齢化	6
2.	グローバル化	8
3.	情報化社会の進展	9
4.	ライフスタイルや価値観の多様化	9
第2章	基本構想	13
第1節	生涯学習の意義	15
1.	生涯学習とは	15
2.	生涯学習の必要性	16
3.	これまでの生涯学習施策の流れ	16
第2節	田辺市が目指す生涯学習	19
1.	基本理念	19
2.	基本目標	19
第3章	基本計画	21
第1節	計画の体系図	22
第2節	基本目標に対する課題	24
第3節	重点アクションプラン	27
1.	まちづくり市民カレッジ ⁺ の開設	27
2.	地域公共人材の創造に向けた講座の開設	27
3.	より充実した学社融合推進事業の展開	27
第4節	施策の展開	28
1.	基本目標1・2に対する施策の展開	28
①	ライフステージに応じた学習機会の充実	28
②	地域文化の伝承・振興	31
③	生涯スポーツの振興	34
④	郷土の偉人に関する学習の推進	36
⑤	人権意識を高める学習の推進	37
⑥	情報化に対応する学習の推進	38
⑦	自然災害のリスクに対応する学習の推進	38
⑧	国際交流・国際理解に関する学習の推進	40
⑨	日々の暮らしを守る学習の推進	41

⑩	地域福祉の向上に関する学習の推進	43
⑪	環境問題に関する学習の推進	43
⑫	地域産業に関する学習の推進	44
⑬	地域づくりを担う人材の発掘と育成	45
⑭	学習活動を支える人材の育成	46
⑮	学社融合の推進（学校・家庭・地域の連携）	46
⑯	青少年の健全育成	48
⑰	協働による地域活動の活性化	49
⑱	学びの成果を生かす機会の創出と充実	50
2.	基本目標3に対する施策の展開	52
⑲	庁内連携の強化・事務局機能の向上	52
⑳	公民館機能の充実	52
㉑	ネットワークの整備と充実	53
㉒	施設の改修・整備・機能の充実	54
㉓	図書館・美術館の機能充実	55
㉔	使いやすい社会教育・社会体育施設の運営	56
㉕	多様な方法による学習情報の提供	56
㉖	学習相談への的確な対応	57
第4章	計画の推進に向けて	59
第1節	計画の推進	61
第2節	計画の進行管理	62
参考資料		63
資料1	田辺市の特性	65
資料2	田辺市の公民館	67
資料3	田辺市の社会教育・社会体育施設一覧	69
資料4	社会教育法（抜粋）	74
資料5	田辺市社会教育委員設置条例	75
資料6	田辺市社会教育委員名簿	76
資料7	田辺市地域を創る生涯学習推進会議設置要綱	77
資料8	田辺市地域を創る生涯学習推進会議委員名簿	78
資料9	第2次田辺市生涯学習推進計画の策定経過	80
資料10	市民アンケート結果について	82
資料11	用語の解説	88

第1章 はじめに

第1節 生涯学習推進計画の策定にあたって

1. 第2次田辺市生涯学習推進計画策定の趣旨
2. 第2次田辺市生涯学習推進計画の性格
3. 第2次田辺市生涯学習推進計画の構成及び期間
4. 第2次田辺市生涯学習推進計画の範囲
5. 第2次田辺市総合計画等の関係性

第2節 生涯学習推進を取り巻く主な社会的背景

1. 人口減少及び少子高齢化
2. グローバル化
3. 情報化社会の進展
4. ライフスタイルや価値観の多様化

第1章 はじめに

第1節 生涯学習推進計画の策定にあたって

1. 第2次田辺市生涯学習推進計画策定の趣旨

本市では、2007（平成19）年3月に、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念として、住民と行政が一体となったまちづくりを進めていくため、「第1次田辺市総合計画」を策定しました。

また、市と市教育委員会は、翌年の3月に「人をはぐくみ 人をつなぎ 地域を創る 生涯学習のまち・田辺」を基本理念とする「田辺市生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、市のまちづくりの根底にある人権尊重の精神を基本にしながら、市民のだれもが、いつでも、どこでも、自らの意思と選択によって学ぶことができるとともに、学習の過程を通じて人と人がつながり、そこで習得した知識や技能を地域づくりで生かすことができる生涯学習のまちづくりに努めてきました。

しかしながら、推進計画の策定から今日に至るまでに、人口減少や少子高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイル⁽¹⁾の多様化⁽²⁾、科学技術の高度化、情報化・国際化の進展、行政サービスに対するニーズ、家庭・地域のあり方の変化など、社会環境は大きく変化しています。

このように絶えず変化する現代社会においては、人々が生涯にわたって、自分の意思に基づいて手段や方法を選択し、自己の充実、生活の向上、職業上の能力を向上する生涯学習活動が重要となっています。ものの豊かさから心の豊かさへと意識が変化し、自らの可能性の発見や自己実現などを学習活動に求めるようになってきており、学習成果をボランティア活動などに生かしたいと考える人々も多くなっています。

そうした中、一人ひとりが豊かで生きがいのある人生を送るとともに、家庭や地域、社会の中で人と人とのつながりや絆の大切さを認識するなど、生涯学習、社会教育の果たす役割は非常に大きいものがあります。

今後は、成熟した市民社会を創造し、健康で心豊かに生きていくために、幅広い視野を持ち、生涯にわたって変化の激しい社会を生き抜く力が必要になります。また、生涯学習の利点をフルに活用し、市民が社会の担い手として、NPO⁽³⁾、企業、行政等が対等のパートナーシップ⁽⁴⁾を築き、協働していくことも重要です。

そうしたことから、これまで進めてきた生涯学習推進の取組の成果を継承するとともに、新たな課題に対応する生涯学習施策を総合的に支援・推進する指針として、第2次田辺市生涯学習推進計画（以下「第2次推進計画」という。）を策定するものです。

2. 第2次田辺市生涯学習推進計画の性格

この計画は、第2次田辺市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）に示された基本理念や将来像を達成する上で、市民、行政及び関係機関が連携して生涯学習を推進するための基本的な考え方や方向性を示した計画です。

3. 第2次田辺市生涯学習推進計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

この計画は、「基本構想」及び「基本計画」によって構成します。
基本構想は、本市が推進する生涯学習の基本方針や主要な取組を示したものです。
基本計画は、基本構想を実現するための基本的な進め方を体系化したものです。

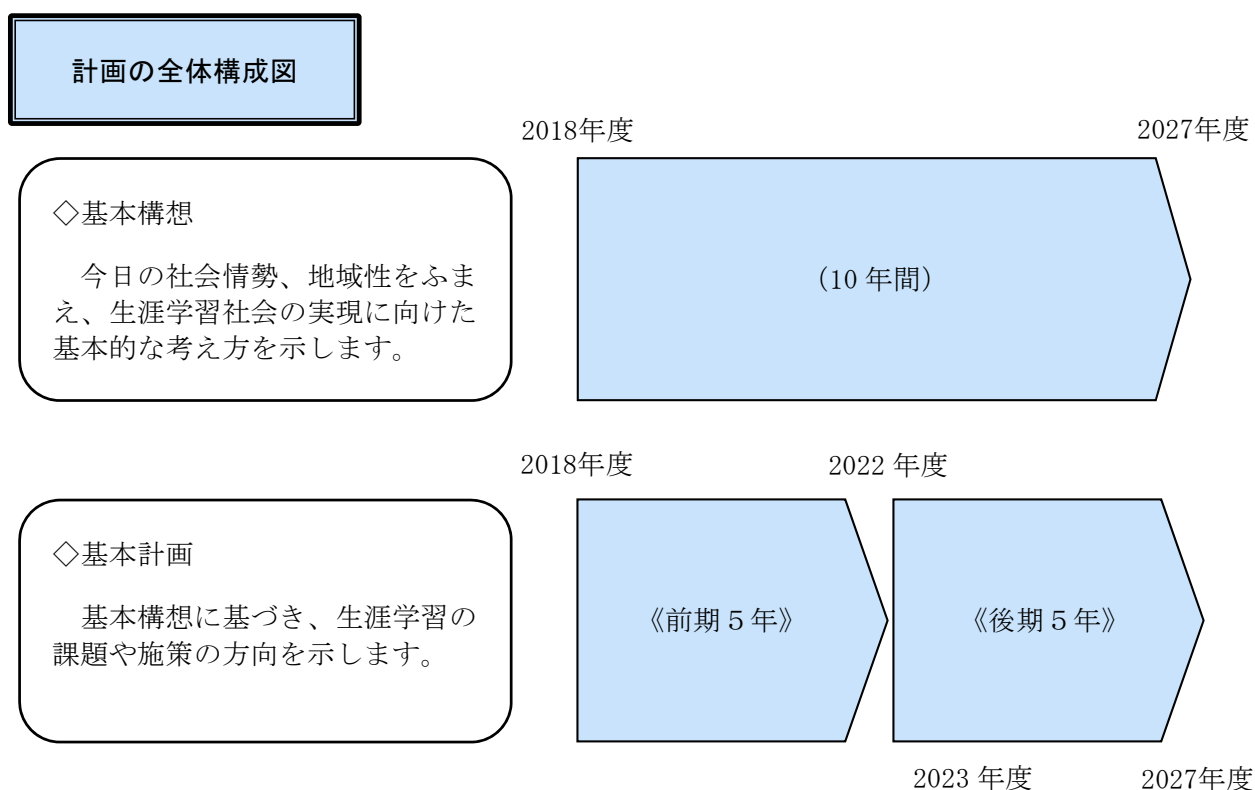
(2) 計画の期間

① 基本構想

2018年度から2027年度までの10年間とします。ただし、社会情勢や市民の学習ニーズの変化等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

② 基本計画

2018年度から2022年度までの5年間の前期、2023年度から2027年度までの5年間の後期とします。見直しについては、基本構想と同様に必要に応じて行います。



4. 第2次田辺市生涯学習推進計画の範囲

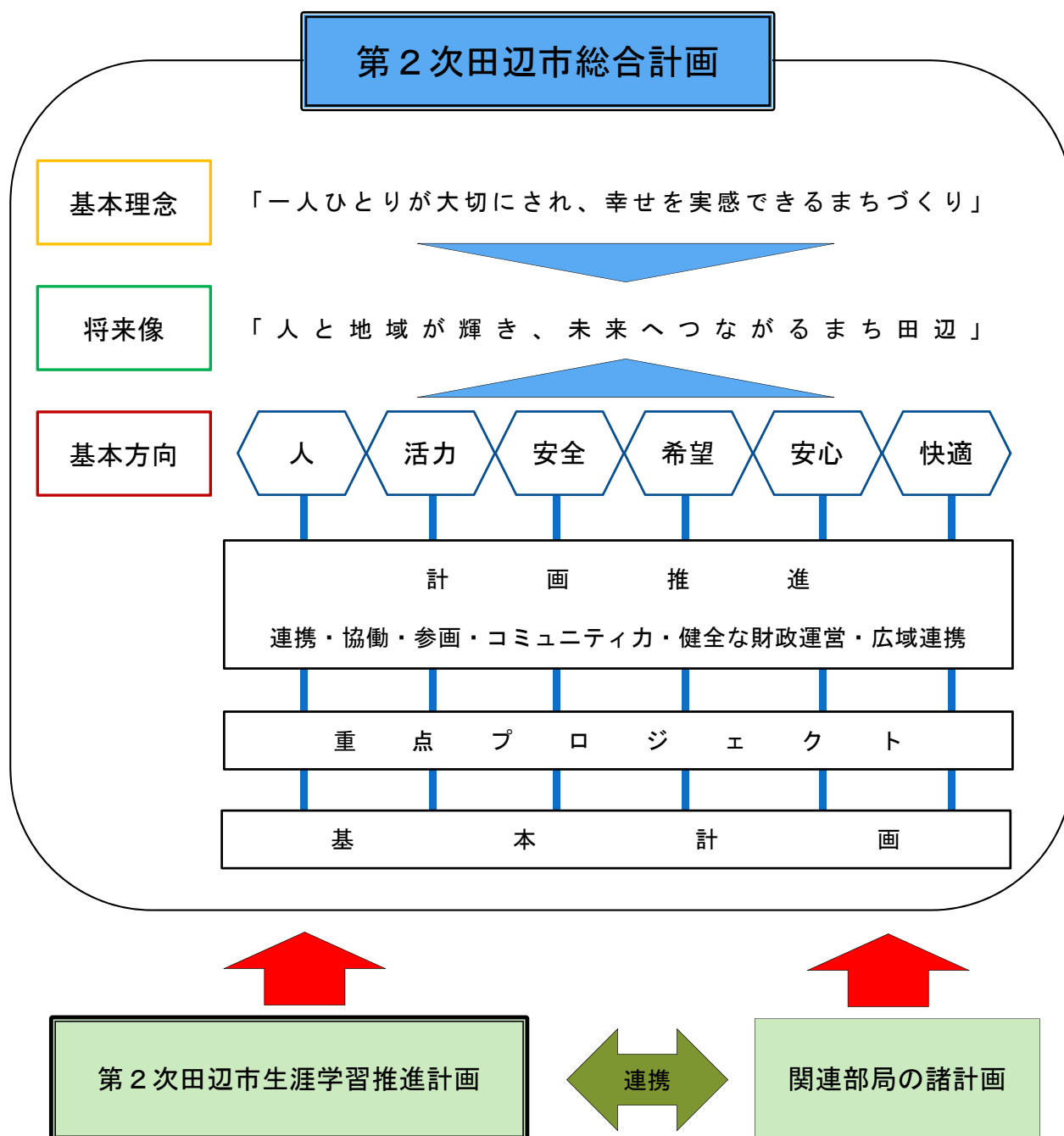
この計画の範囲は、教育基本法（平成18年法律第120号）における行政がなすべき社会教育、学校教育、家庭教育への支援のほか、民間企業や市民、団体が自主的に行う教育活動とします。

学校教育の推進については、毎年度策定される「田辺市教育行政基本方針」の「学校教育課活動方針」及び「田辺市子ども・子育て支援事業計画」に委ねることとし、社会教育部門として学校教育部門に連携可能な範囲、民間教育活動については、市からの働きかけが可能な連携施策を範囲とします。

また、新しい社会教育行政の括りである、まちづくりや高齢者・福祉・女性・青少年施策については、市長部局の担当部署と共同で進める施策を範囲とします。

5. 第2次田辺市総合計画等との関係性

この計画は、第2次総合計画を上位計画とし、基本理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現を目指し、生涯学習の推進のための基本となる計画です。また、この計画は、本市における生涯学習を推進するため、関連部局の諸計画とも連携するものです。



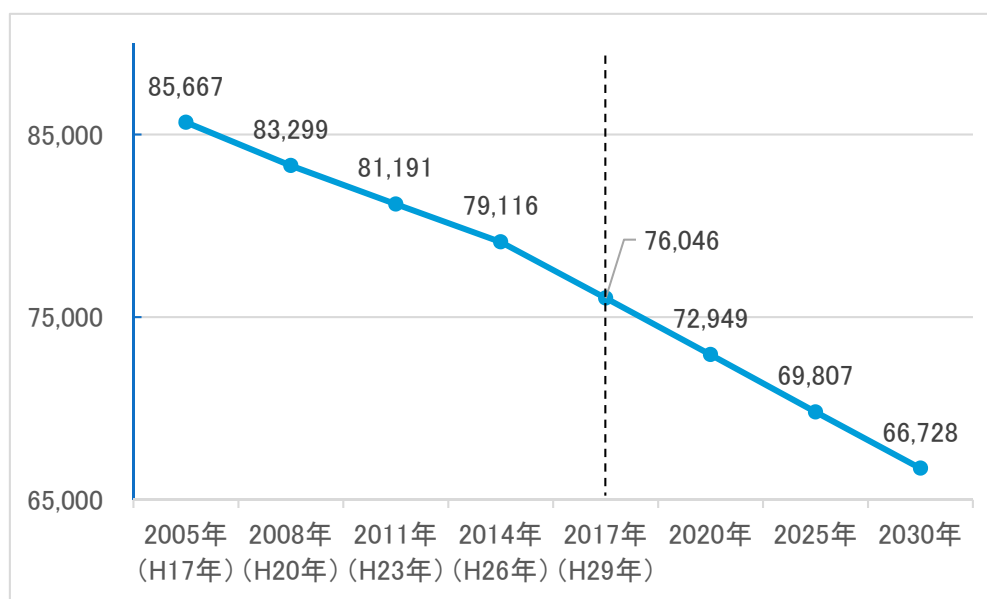
第2節 生涯学習を取り巻く主な社会的背景

1. 人口減少と少子・高齢化

(1) 人口の推移

2005（平成17）年に85,667人であった田辺市の人口は、図1に示すとおり年々減少し続け、2017（平成29）年3月で76,046人にまで減少しています。また、2015（平成27）年12月に発刊した田辺市人口ビジョンによると、今後2030年には66,728人にまで減少するという推計結果になっています。

図1 田辺市の人口の推移<資料：田辺市人口ビジョン（平成27年12月）、田辺市人口統計>



※2005（平成17）年～2017（平成29）年の数値は、田辺市人口統計に基づく数値です。

※2020年以降は田辺市人口ビジョンに基づく推計結果数値です。

(2) 年齢3区分の人口の推移

2017（平成29）年の老年人口（65歳以上）の割合は31.47%であり、2005（平成17）年の24.54%から比べると6.93ポイント増加しています。

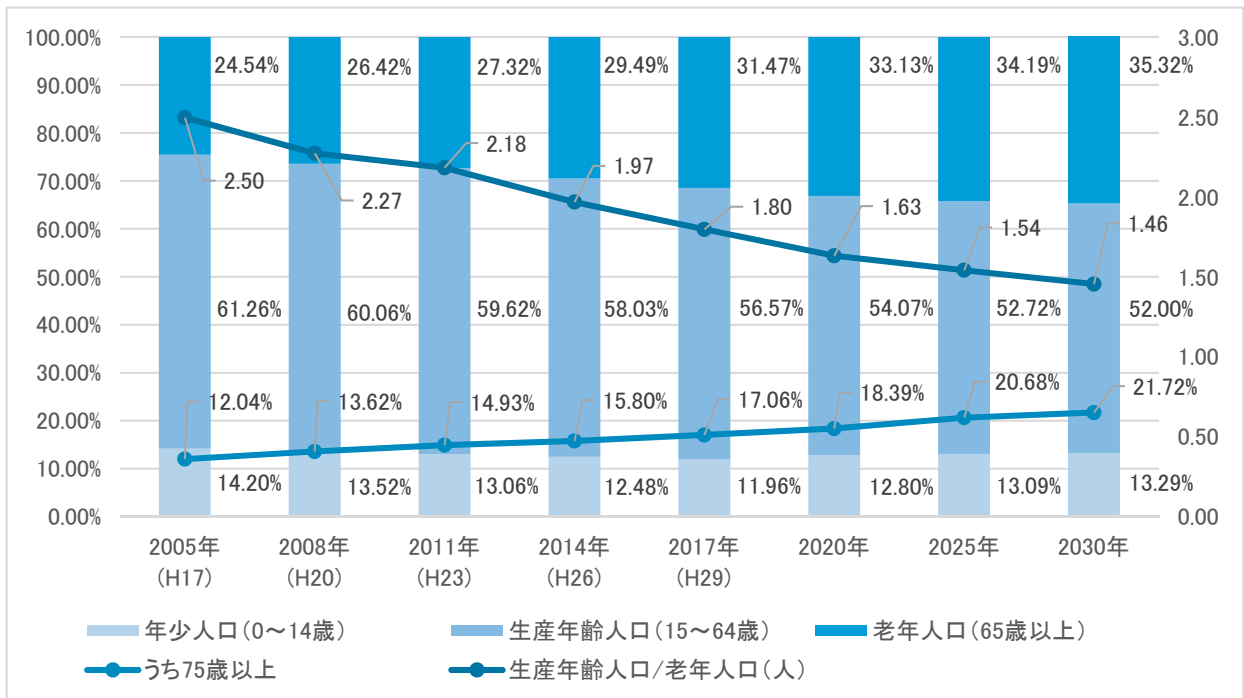
老年人口と生産年齢人口（15歳～64歳）の割合をみると、2005（平成17）年には高齢者1人に対して2.50人であった生産年齢人口が、2017（平成29）年には高齢者1人に対して1.80の生産年齢人口の割合となっています。（図2）

(3) 少子高齢化

2005（平成17）年には年少人口（0歳～14歳）が12,163人であったが、2017（平成29）年には9,094人となり、3,069人が減少しています。一方、老年人口は21,025人から23,934人に2,909人が増加しています。

割合で見ると2005（平成17）年に14.20%であった年少人口の比率が、2017（平成29）年には11.96%と2.24ポイント減少し、逆に老年人口が24.54%から31.47%へと6.93ポイントの増加となっており、少子化及び高齢化が進行している状況にあります。（図2）

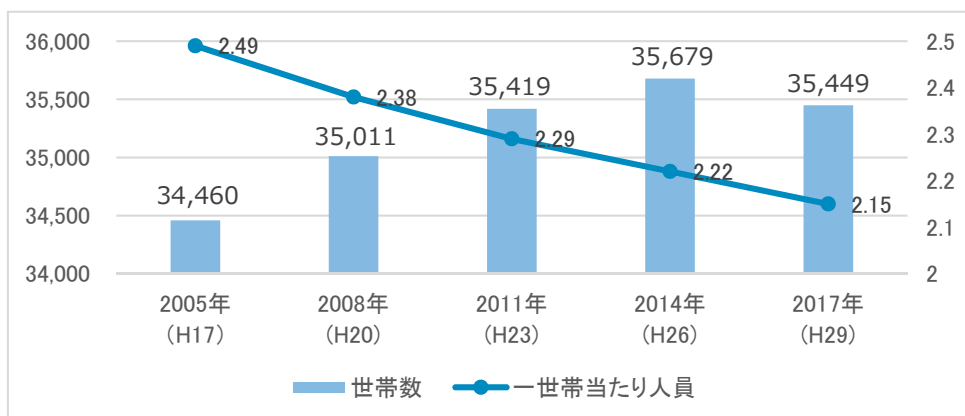
図2 年齢3区分別人口（人口構成）の推移＜資料：田辺市人口ビジョン（2015年12月）＞
 【2005（平成17）年は5月1日、それ以外は各年3月31日時点】



(4) 世帯数、1世帯当たり人員

2005（平成17）年には34,460世帯であったものが、2017（平成29）年には35,449世帯となり、この間に989世帯増加しています。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、2005（平成17）年には2.49人であったものが、2017（平成29）年には2.15人に減少しており、核家族化や家族形態の変容により世帯規模の縮小が続いている状況にあります。（図3）

図3 世帯数及び一世帯当たり人員の推移（資料：田辺市人口統計）
 【2005（平成17）年は5月1日、それ以外は各年3月31日時点】



このように、人口減少に伴って少子・高齢化、核家族化、過疎化など、地域社会を取り巻く情勢が著しく変動する中、市民の一人ひとりが夢と希望を持ち、健康で豊かに、そして楽しく生きがいを持って生活できる社会づくり、世代を超えた支え合いや、ぬくもりが感じられる地域社会づくりを進めていくことが求められています。

2. グローバル化⁽⁵⁾

インターネットをはじめとする情報技術の発達により、様々な情報が国境や時間の壁を越えて時間差なく家庭に到達するなど、経済をはじめ多くの分野においてグローバル化が急速に進展しています。

こうしたグローバル化の進展は、経済的側面ばかりではなく、地球温暖化をはじめとする環境問題、人口問題、食糧問題、エネルギー問題などの幅広い分野におよび、一人ひとりが国際的な視野に立って、行動していくための学習が求められています。

田辺市の外国人住民は、2017（平成29）年3月末時点で262人とほぼ横ばい状態ですが、2016（平成28）年度に田辺市内で宿泊した外国人の人数は、2014（平成26）年度の11,852人から19,106人増えて30,958人に達するなど、身近に外国人と接する機会も増えています。（図4、5）

このように国境を越えて人・物資・情報などが移動するグローバル化が進展する中で、国や地域の状況を踏まえ、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を育み、国際理解を深められるように学習することが必要です。

図4 外国人住民の推移（資料：田辺市人口統計）

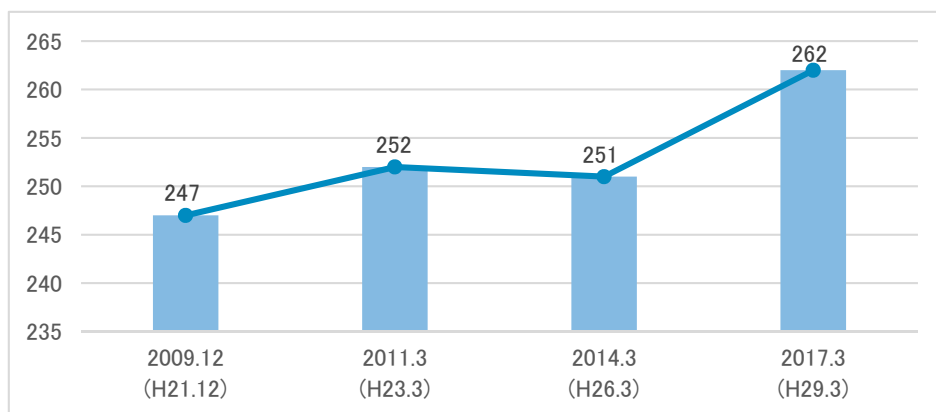
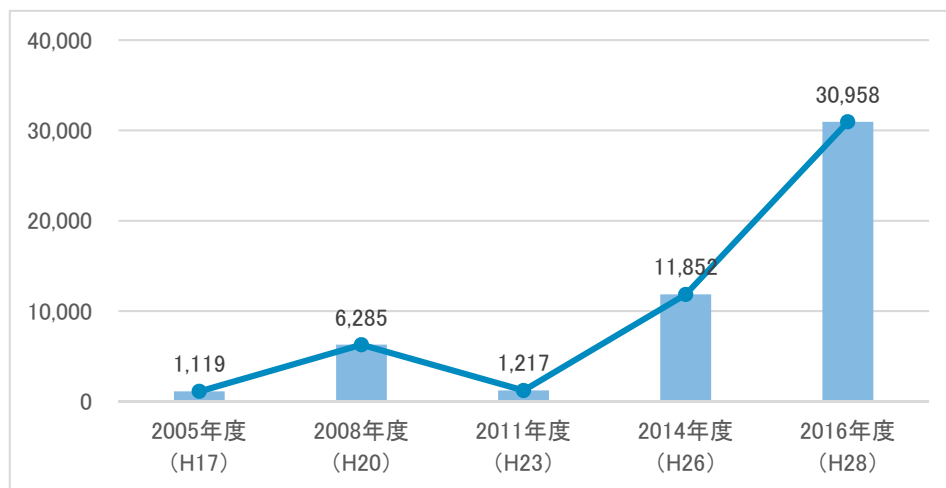


図5 外国人宿泊者の推移（資料：田辺市観光振興課調べ）

【2016（平成28）年度は2017年3月31日時点 30,958人】

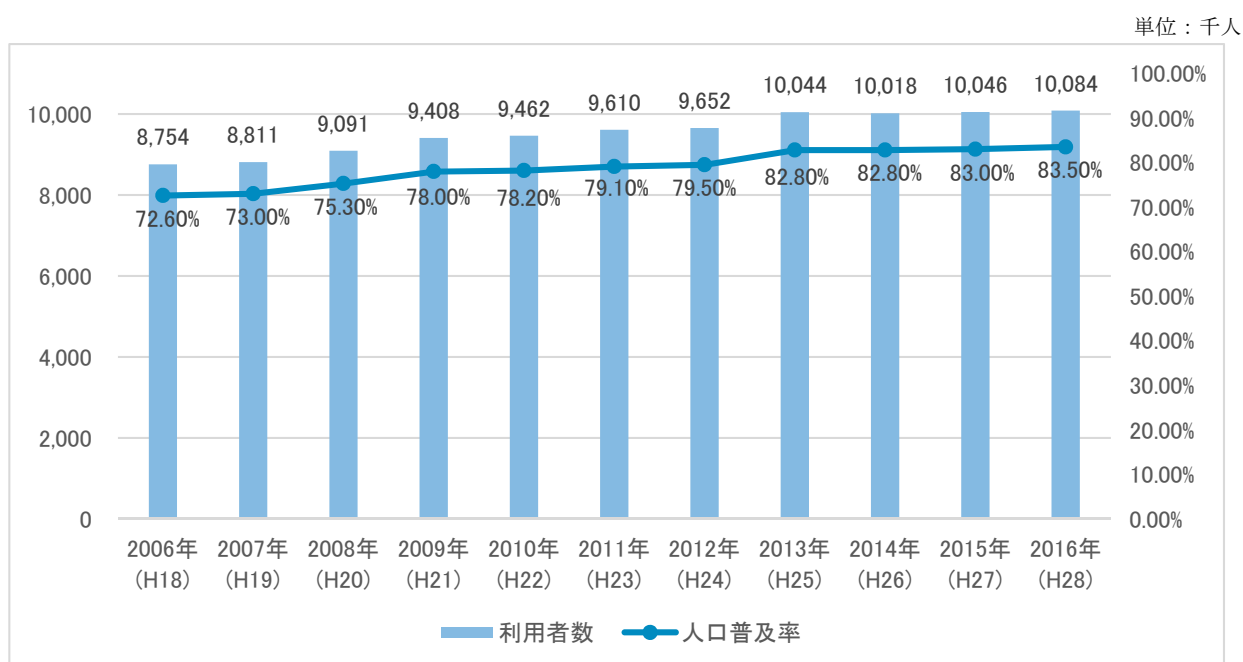


3. 情報化社会の進展

科学技術の著しい進展や少子・高齢化による人口構成の変化などにより、産業構造や雇用構造の急速な変化、就業形態の多様化が進み、社会の姿が変化しています。また、情報通信分野における技術革新にはめざましいものがあり、パソコンをはじめとした情報機器の普及、インターネット利用が拡大しています。（図6）

そうしたことから、科学技術の進展の方向や課題を視野に入れつつ、生涯学習の分野において積極的に情報化に取り組むことにより、市民が生涯にわたり、より主体的に学習に取り組み、一人ひとりの学習者がその可能性を飛躍的に拡大できるようにすることが必要です。

図6 インターネットの利用者数及び人口普及率の推移（資料：総務省「通信利用動向調査」）



4. ライフスタイルや価値観の多様化

人口減少や少子・高齢化、グローバル化、情報化社会の進展など、人々を取り巻く社会環境は急激に変化し、それに伴って人々のライフスタイルや価値観が多様化している状況にあります。特に近年では、物の豊かさよりも心の豊かさを強く求める割合が高くなっており、そのような志向（価値観）の変化は雇用形態の推移にも表れています。（図7～9）

また、雇用形態や生活志向が多様化したことで余暇時間が増大し、その時間をより価値のあるものにしようとする意向がみられるなど、余暇時間に対する人々の考え方も多様化しています。（図10～11）

そうしたことから、主に余暇時間の中で行われることが多い生涯学習活動は重要性を増しており、より一層の充実が求められています。

図7 心の豊かさ、物の豊かさのどちらかを重視するかの推移
 (資料 内閣府「国民生活に関する世論調査」により作成)

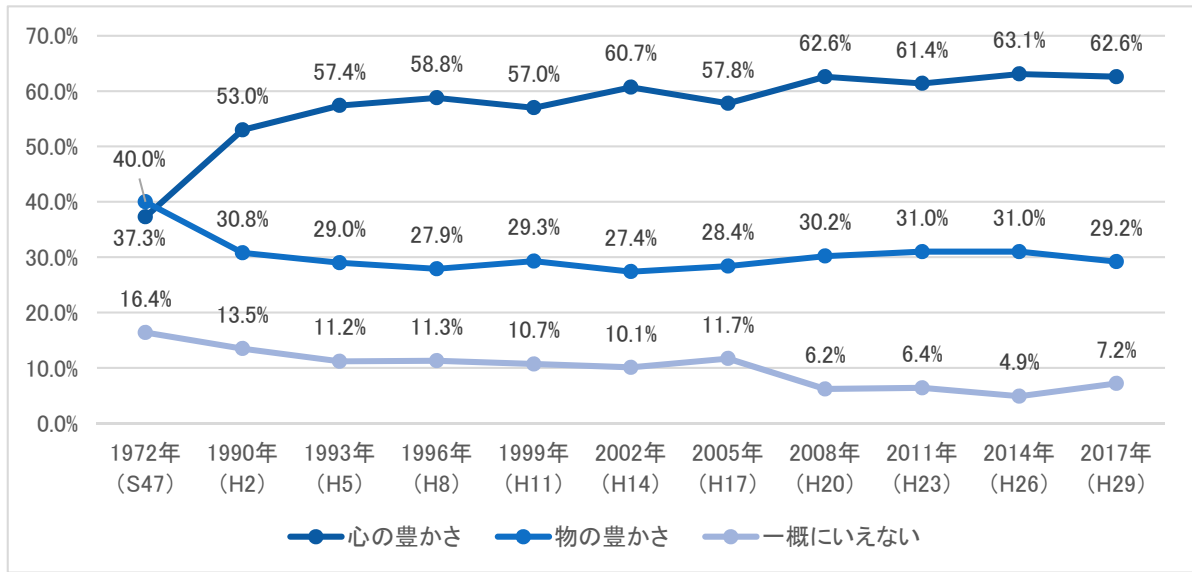


図8 雇用形態の推移 (資料 総務省「労働力調査」により作成)

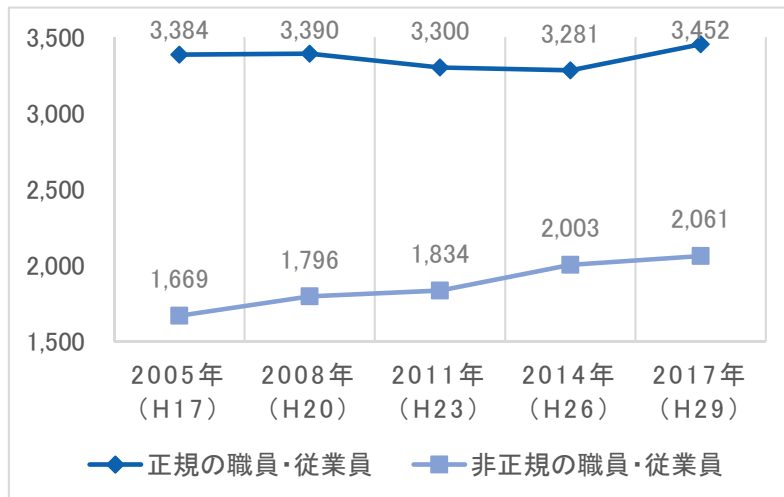


図9 現在の雇用形態に就いた主な理由 (資料 総務省「労働力調査」により作成)

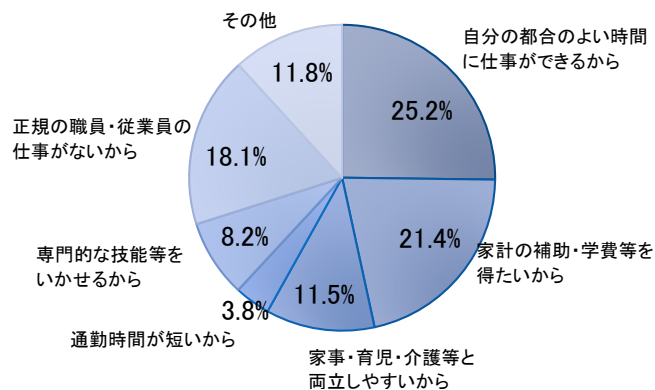


図10 時間にゆとりがあるかないかに関する意識の推移
 (資料 内閣府「国民生活に関する世論調査」により作成)

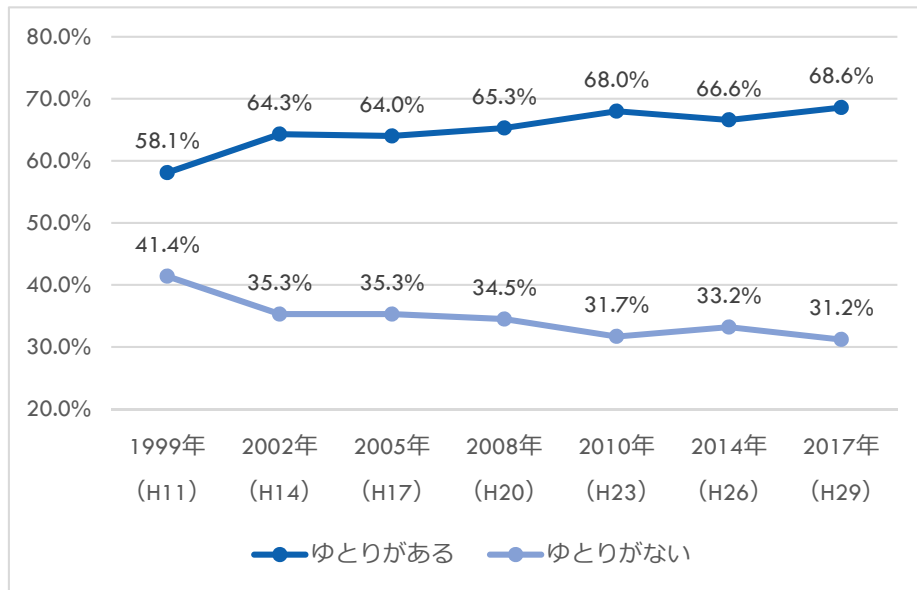
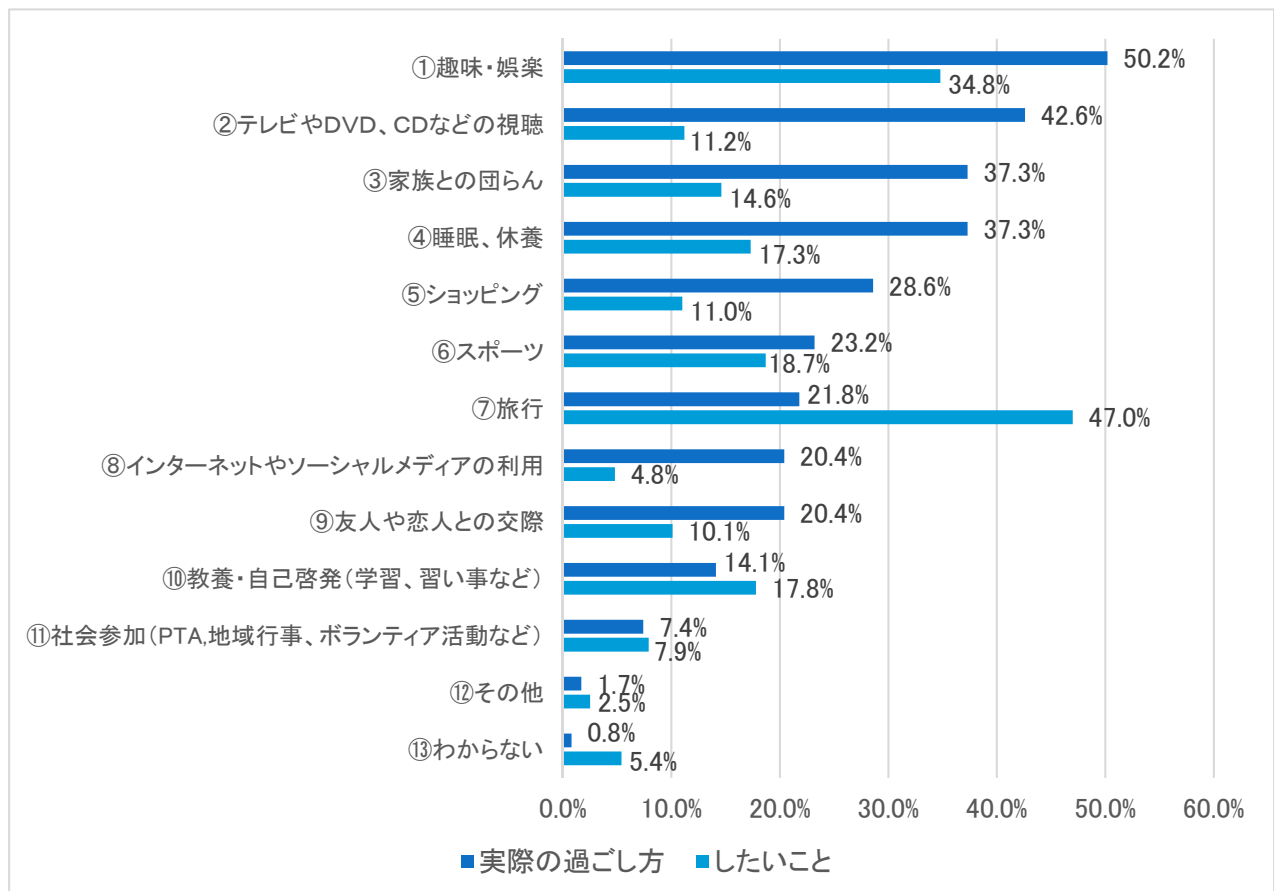


図11 余暇時間の実際の過ごし方としたいことの違いについて
 (資料 内閣府「国民生活に関する世論調査」により作成)



第2章 基本構想

第1節 生涯学習の意義

1. 生涯学習とは
2. 生涯学習の必要性
3. これまでの生涯学習施策の流れ

第2節 田辺市が目指す生涯学習

1. 基本理念
2. 基本目標

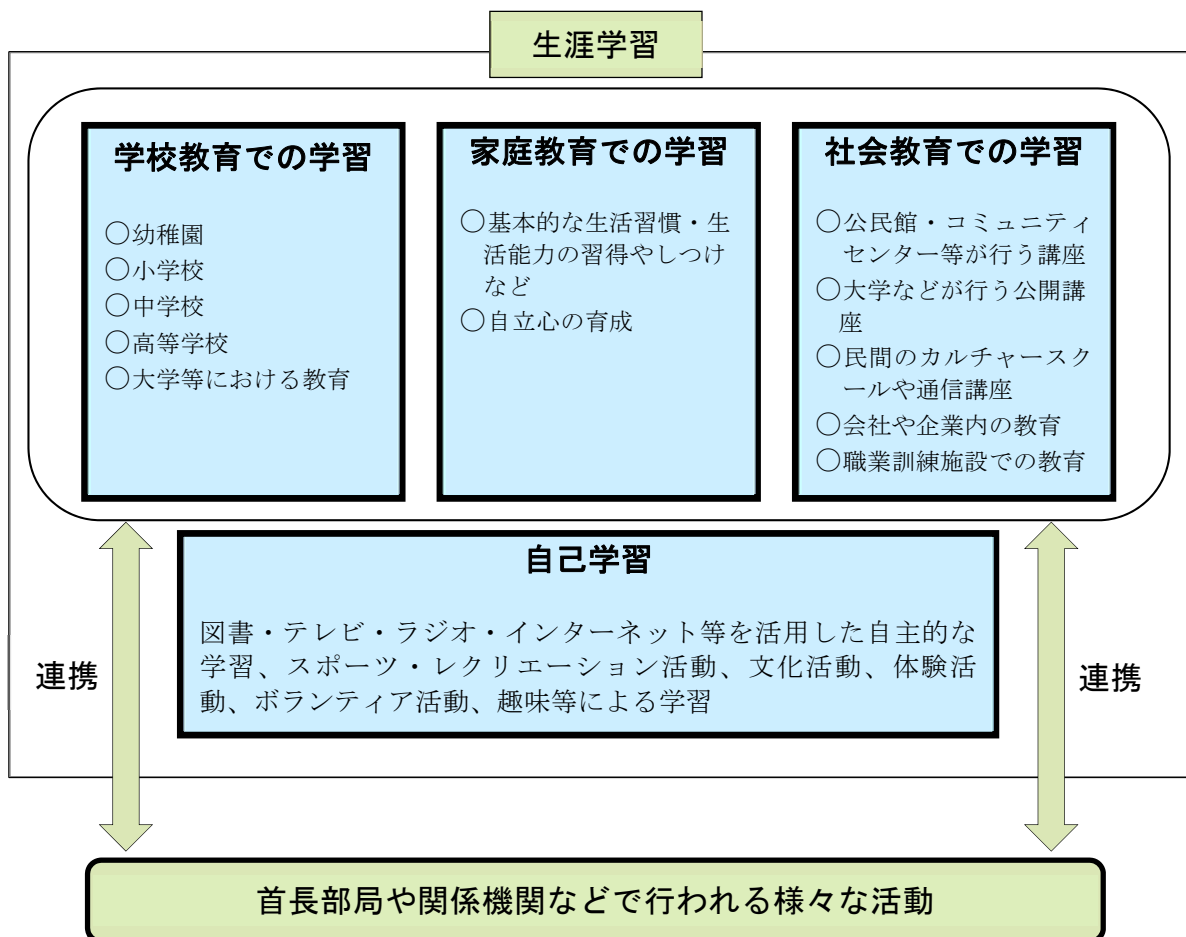
第2章 基本構想

第1節 生涯学習の意義

1. 生涯学習とは

生涯学習は、幼児期から高齢期までの人生の各段階（以下「ライフステージ」という。）における生活課題や地域的課題に応じて、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて、自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行う学習を指します。

こうした活動は、学校や職場、行政や公民館活動などで行われている意図的・組織的な学習活動だけでなく、各人が個人的に行う日常のスポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、さらには、ボランティア活動などの社会貢献活動でも行われ、その実践の場も、家庭や学校、職場から地域社会まで広範囲に及びます。



◆いわゆる「生涯学習」とは、社会教育のほか、学校教育や組織的に行わない個人的な学習活動なども含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。

2. 生涯学習の必要性

科学技術の進歩や高度情報化の進展をはじめ、人口減少や少子高齢化など、急激に変化する現代社会では、人々はこれまでのような学校教育で身につけた知識・技術・教養だけでは、社会生活や職業等に対して十分な対応をすることが困難になってきています。

社会情勢の変化に伴う現代的課題に対応し、生きがいや潤いのある生活を送るためには、絶えず新しく生み出される知識・技術・教養を生涯にわたり学び続けることが求められています。

また、生涯学習は、一人ひとりの人生を生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通じて人と人、人と地域社会がつながっていきます。

お互いに尊重し合い、交流を深めながら、学んだ成果を日常生活や地域づくりに生かし、幸せと誇りを感じられる明るく住みよいまちづくりを進めることが必要とされています。

3. これまでの生涯学習施策の流れ

◇1981（昭和56）年

中央教育審議会答申「生涯教育について」の中で、初めて生涯学習という言葉が用いられました。ここでは、「学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい」とされています。

◇1985（昭和60）年

ユネスコ国際成人教育会議における「学習権宣言」では、学習が人間の生存にとって不可欠な手段であることを明言しています。

◇1986（昭和61）年

臨時教育審議会答申では、それまでの学校中心の教育体系を生涯学習中心の体系へと移行する必要性が示されました。

◇1990（平成2）年

『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』が制定されました。

◇1992（平成4）年

生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の中では、「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」という理念が示されました。

◇1998（平成10）年

和歌山県においては、生涯学習推進のための方策を示す『和歌山県生涯学習推進基本構想～ゆとりと充実のわかやまをめざして～』を策定しました。その中では、市町村の役割として、地域の特色を生かした生涯学習推進の構想に基づき、推進体制の整備を図るとともに、生涯学習によるまちづくりを進めていくことが大切であると示されました。

◇1999（平成11）年

生涯学習審議会答申では、学習の成果を個人のキャリア開発やボランティア活動とともに地域社会の発展に生かすことの重要性が提言され、「生涯学習によるまちづくり」の推進が必要であるとされました。

◇2004（平成16）年

生涯学習分科会答申「今後の生涯学習の振興方策について」の中で、「混迷する社会では、人々が社会に共通する課題を学習することが重要である」と指摘されています。

◇2006（平成18）年

和歌山県社会教育委員会議では、本県の社会教育が置かれている現状や課題を明確にしつつ、社会の変化や社会教育を取り巻く新たな状況に対応した『今後の社会教育の在り方について～わかやまをつくる社会教育～』を報告しました。その中では、今後、社会教育を推進するにあたっては、住民の学習活動への支援という観点とともに、地域づくりのための社会参加活動の促進という視点が大切であると示されました。

◇2006（平成18）年

教育基本法において、「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として規定されました。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

◇2008（平成20）年

中央教育審議会答申「新しい時代を拓く生涯学習振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、国民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援や社会全体の教育力の向上、教育委員会の役割の明確化や社会教育施設の活性化、司書・学芸員等の資質向上など、行政面での改善について示されました。

◇2013（平成25）年

中央教育審議会（生涯学習分科会）「生涯学習・社会教育の活性化に資する、国や地方公共団体等の取組の指針として、今後の「社会教育行政の推進の在り方」や「生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」について、『議論の整理』が行われました。

◇2016（平成28）年

中央教育審議会答申において、超高齢社会の到来や人口減少、急速な科学技術イノベーション⁽⁷⁾、グローバル化の進展などの問題に触れ、生涯学習を通じて地域住民が市民性を備え、「全員参加による課題解決社会」を実現していくためには、「『学び』と『活動』の循環」の形成が重要であるとし、学習機会の提供と、成果の活用のための環境整備の必要があると示されました。

第2節 田辺市が目指す生涯学習

1. 基本理念

人をはぐくみ 人をつなぎ 地域を創る 生涯学習のまち田辺

「第1次田辺市生涯学習推進計画」では、「人をはぐくみ 人をつなぎ 地域を創る 生涯学習のまち田辺」を基本理念とした生涯学習のまちづくりに努めてきました。

この理念を第2次推進計画においても継承することとし、田辺市のまちづくりの根底にある、人権尊重の精神を基本とし、田辺市民憲章や第2次田辺市総合計画が掲げるまちづくりの基本理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に基づき、市民のだれもが、いつでも、どこでも、自らの意思と選択によって学ぶことができるとともに、学びを通じて人と人がつながり、学びによって得た知識や技能、人とのつながりを地域づくりに生かすことができる生涯学習のまちを目指します。

また、市民、行政、各種団体及び関係機関が常に「学び合い、育ち合い」の気持ちを持ち続けることで、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現を目指します。

2. 基本目標

本計画では、生涯学習推進の基本理念「人をはぐくみ 人をつなぎ 地域を創る 生涯学習のまち田辺」の実現を目指して、次の3項目に大別して基本目標を設定します。

◆基本目標1 未来へつながる生涯学習の推進

～ 人と地域が輝く未来へつながる生涯学習を推進します ～

生涯学習は、市民一人ひとりが主人公であり、その活動は、自らの自由な意思により自己に適した手段や方法で行われるものです。

市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実に努めるとともに、現代社会における様々な課題や地域が抱える諸課題の解決に向けて共に学び合う機会を充実させ、より良い地域づくりを目指します。

◆基本目標2 未来へつながる人づくりの推進

～ 地域の未来を築く人づくりを推進します ～

社会構造や環境の急激な変化により、住民同士の連帯意識が希薄化し、地域社会における活力の低下が危惧されています。

住み続ける地域の未来のために次代を担う「自治の精神」を持った地域のリーダーを育成する人材育成の取組を生涯学習の観点から進めます。

また、学社融合の取組や多世代交流の推進により、地域の教育力向上や地域活動の活性化を進め、「人」と「人」をつなぎ、みんなが輝く地域を創る仲間づくりを推進します。

◆基本目標3 一人ひとりの学びを支える環境の整備・充実

～ 学び続ける基盤づくりを推進します ～

市民のだれもが自発的意思に基づいて「いつでも、どこでも」学ぶことができる環境を整えることが、生涯学習社会を創造していく上で行政が果たすべき役割です。

そのため、生涯学習を推進する市内各部署の連携による体制づくりと事務局機能の強化を図るとともに、施設の改修・整備や利用しやすい雰囲気づくりに取り組みます。また、使いやすく効果的な社会教育・社会体育施設の運営、多様な学習情報の提供や学習相談への適切な対応を行うことにより、一人ひとりの学びを支える環境と体制の整備を推進します。

第3章 基本計画

第1節 計画の体系図

第2節 基本目標に対する課題

第3節 重点アクションプラン

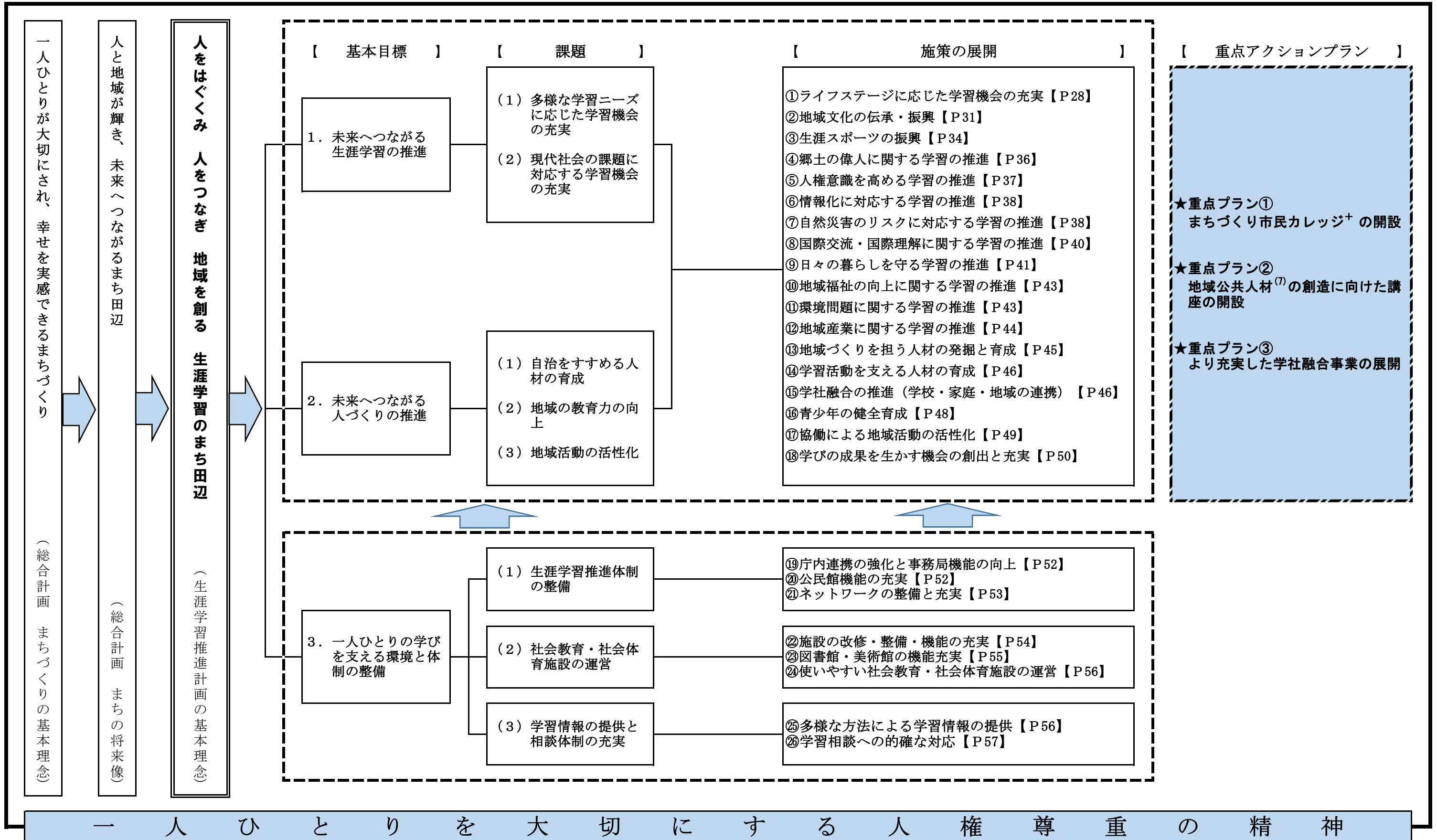
第4節 施策の展開

1. 基本目標1・2に対する施策の展開
2. 基本目標3に対する施策の展開

第3章 基本計画

第1節 計画の体系図

本計画は、次のような体系のもとで推進します。



第2節 基本目標に対する課題

基本目標1 未来へつながる生涯学習の推進

課題（1）多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実

市民の学習は、個人的な趣味・教養に関するものから地域の課題やライフステージに応じた課題に関するものまで多様化しています。また、生涯スポーツの振興、芸術文化の振興と文化財や伝統文化の保存・継承は、市民の生活に潤いを与えるばかりでなく、人と人とを結ぶ重要な施策であることから、市民のだれもが、いつでも、どこでも生涯にわたり学ぶことができるよう、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供し、そして、充実させていく必要があります。

課題（2）現代社会の課題に対応する学習機会の充実

社会の変化に伴って市民の生涯学習は、これまでの趣味・教養的な学習から地域の身近な生活課題に取り組む学習や防災・環境・人権・国際交流・地域福祉などの現代的・社会的課題に取り組む学習まで、その内容は専門化・多様化しています。

これらの学習課題は、人々が人間性豊かな社会生活を営む上で自らの課題として受け止め、理解することが大切です。また、職業生活・日常生活においてもより有意義な生活を送るためには、学校教育で得た知識や技術にとどまらず絶えず学習を重ね、様々な課題の解決に向けて努力していくことも重要です。

そのため、公民館をはじめとする社会教育施設においては、市民の趣味・教養に関することから地域の課題、現代社会における諸課題に関することなど、様々な学習機会の提供とその充実を図る必要があります。

基本目標 2 未来へつながる人づくりの推進

課題（1）自治をすすめる人材の育成

社会の基盤とは「住民自治（自分たちの課題を自分たちで解決する営み）」であり、市（公共団体）が行う「自治」は、「住民自治」が土台となっています。

その「住民自治」を機能させるのは地域コミュニティであり、それを機能させるために生涯学習は重要な役割を担っています。

生涯学習は、市民一人ひとりが主人公であり、自らの自由な意思に基づいて自己に適した手段や方法によって行われるものですが、その学習活動は、単なる知識や文化教養を得るだけにとどまるのではなく、学習の過程を通して人と人とがつながり、社会を創り、そしてその社会を治める「住民自治」につなげていくことができるといわれています。

自分たちの子供や孫の世代にも地域に人がいて、かつ地域が元気である「持続可能な地域づくり」のために、自分たちの地域、暮らしは自分たちの手で守り、創っていかうとする「自治の精神」を持った人材を、地域のあらゆる世代の人たちが関わって育てる取組が必要です。

課題（2）地域の教育力の向上

人々の価値観の多様化、また、地域における人間関係の希薄化などにより、かつての社会全体で子供の教育に取り組むといった機能が弱まり、青少年の健全育成や人格形成に大きな影響を及ぼしています。

次代を担う子供たちが、心豊かに、たくましく成長できるような体制や環境づくりの一つとして、学校・家庭・地域による連携の下、子供を社会全体で育みながら、子供の発達段階に応じた学習機会の提供に努めるなど、地域の教育力の向上を図る必要があります。

課題（3）地域活動の活性化

人口減少社会では、個人と社会集団との関係も変わってきています。核家族が社会の最小単位ではなくなり、単身世帯も増えています。家族形態が大きく変容する中、人間関係の希薄化も進み、地域コミュニティをどうやって再構築していくのかが課題になっています。

コミュニティが「いざという時」に機能するためには、日常から人々がつながり続けることが重要です。人々がお互いに顔を知り、助け合える人間関係を構築するためには、地域の拠点である公民館が中心となって、地域住民が、伝統文化・技術の伝承やスポーツ、文化活動等の生涯学習を通して、子供から高齢者まで多世代がふれあい、交流を深め、お互いに支え合える地域づくり・地域活動の活性化を図る必要があります。

基本目標 3 一人ひとりの学びを支える環境と体制の整備

課題（1）生涯学習推進体制の整備

市民のだれもが気軽に学習活動や芸術文化、スポーツ活動などに親しむことができるようにするためには、生涯学習を総合的・計画的に進める必要があります。

生涯学習が行政の様々な分野に関連していることから、教育委員会生涯学習課を中心とした庁内連携を円滑に行い、市長部局の支援とともに、その学習成果を地域に還元することができる推進体制を整備する必要があります。

課題（2）社会教育・社会体育施設の運営

公民館をはじめ、図書館、美術館、スポーツ施設等の社会教育・社会体育施設は、市民が学習活動や芸術文化、スポーツ活動などを展開する基幹施設であり、地域の身近な学習拠点です。

市民の生涯学習への関心が高まる中で、市民や社会の新たなニーズに応えていくためにも、必要に応じた修繕等の実施や利用方法の見直しを行うなど、安全で利用しやすい施設として整備・運営する必要があります。

課題（3）学習情報の提供と相談体制の充実

社会情勢は、国内的・国際的にも急激に変化しつつあり、特に高度情報化社会の進展は著しく、その情報量はますます増大しています。

市民の学習に対するニーズもますます多様化・高度化・個別化してきていることから、市民一人ひとりの学習ニーズに応えていくためには、生涯学習に関わる様々な情報を体系的に収集し、市民のだれもが、いつでも、どこでも望むときに学ぶことができるよう学習情報を提供する必要があります。また、あらゆる学習支援の相談を適切に行うことができる体制を整備する必要があります。

第3節 重点アクションプラン

本計画期間内に特に力点を置いて取り組む重点施策として、「重点アクションプラン」を設定します。

★重点プラン1 ◇ まちづくり市民カレッジ⁺（プラス）の開設 ◇

魅力あるまちづくりを推進するために、地域の豊かな自然、歴史、文化、人材等を見つめ直し、ふるさと田辺を知り、学び、体験し、発信する「地域学」講座として平成23年度～25年度に開催した「まちづくり市民カレッジ」を進化させた「まちづくり市民カレッジ⁺」を開設し、田辺市の未来を担う人づくりに努めます。

運営にあたっては、市民参画による企画会議を設けるとともに、庁内各部署及び大学などの高等教育機関とも連携を図ります。

★重点プラン2 ◇ 地域公共人材の創造に向けた講座の開設 ◇

行政、企業、NPO、市民がそれぞれの公共的役割を認識し、相補って「新しい公共⁽⁸⁾」を支える『協働』こそが新たな社会的連帯を生み出し、豊かで活力のある社会を創造する手段であることから、産官学民それぞれの部門の壁などあらゆるハードルを乗り越え、自ら課題解決のために活躍する「人」を創造するための講座を開設します。

★重点プラン3 ◇ より充実した学社融合推進事業の展開 ◇

学校、家庭、そして地域が一体となって取り組んできた学社融合推進事業を、これからも継続的に展開するため、田辺市教育委員会が所管する市内の全ての幼稚園・小学校・中学校を対象に学社融合推進協議会を設置します。

学社融合推進協議会を中心として、保護者や地域住民の方々とともに学校の運営に必要な支援に関して知恵を出し合い、その運営の促進を図ることで、地域とともにある学校づくりを目指すと同時に、学校運営の改善、児童生徒の健全育成及び学校・地域の様々な課題解決につながる事業を推進します。

第4節 施策の展開

1. 基本目標1・2に対する施策の展開

本計画の基本目標1及び2に基づいた各種施策を次のように展開します。

① ライフステージに応じた学習機会の充実

【現状と課題・主な取組】

青少年期においては、青少年を取り巻く環境が変化している中で、就学前の家庭教育の充実にはじまり、多くの人とのふれあいの中で学習や体験活動、世代間交流を通して健全に成長できる環境づくりを中心とした学習支援の充実が必要です。

成人期においては、社会人としての生活スタイルが安定し、家庭・地域・社会の中で中心的な役割を担う時期であり、個人の関心、年齢、体力に応じた主体的な活動がより可能となる時期でもあることから、これまでの仕事や様々な経験から得た豊富な知識・技術などを生かし、積極的に社会活動に参加・貢献できる仕組みづくりや学習支援の充実が必要です。

高齢期においては、高齢者自らが地域活動に参加し活躍することは、生きがいの創出や地域社会が抱える様々な問題の解決や活力ある社会の形成につながるものと考えられることから、これまで社会の様々な分野の第一線で活躍してきた中で培った能力や経験を生かし、地域づくりに役立てる仕組みづくりや学習支援の充実が必要です。

このように、生涯の各時期によって重視される課題が異なることから、それぞれの段階における課題に応じた学習が幅広く選択できるよう学習機会の拡充を図っていくことが必要です。

➤ 子供の居場所づくりの充実

子供が学校や家庭以外で安心して安全に過ごすことができるよう、放課後子ども教室推進事業や子供の居場所づくり事業、各公民館・各児童館のフリースペースの活用など、子供の居場所の提供に努めます。



【子供の居場所づくり事業（龍神地域）】



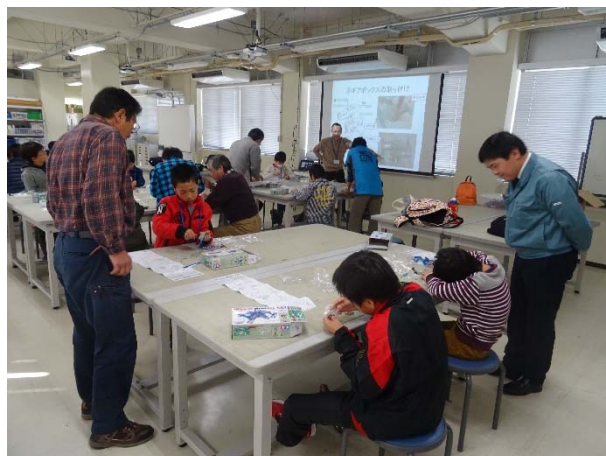
【放課後子ども教室（大塔地域）】

▶子供を対象とした様々な事業の実施

異年齢の子供同士や地域の大人とのふれあいやつながりを深める中で、子供の社会性や自主性、協調性を育むため、スポーツ事業や文化事業、体験活動など公民館や児童館等での様々な事業の実施に努めます。



【子どもチャレンジランキング（龍神地域）】



【少年少女発明クラブ・ロボット工作】



【子どもクラブ親子ハイキング・熊野古道】



【料理教室】



【サマーキャンプ・カヌー体験】



【水族館での生き物飼育体験】

▶ 親が学ぶ機会の充実

家庭教育支援事業を充実させ、子供の発達段階に応じた子供との関わり方や子育てに取り組んでいくための手法等を学ぶ機会の提供に努めます。



【家庭教育支援講座】

▶ 多世代にわたる交流促進

各地区公民館が実施するスポーツ事業や文化事業、公民館教室や公民館サークルへの協力・支援を行い、地域との関わりを深め多世代にわたる交流促進に努めるとともに、学習者のネットワーク構築と活動支援に努めます。



【夏祭り（秋津・万呂地域）】

▶ 高齢者のための学習機会の充実と活動支援

健康・福祉など高齢者の要望に合った学習機会の充実に努めます。また、高齢者の活動が、地域にとって有益となるよう事業内容を工夫し、高齢者が健康で豊かな生活を送ることができる地域社会づくりに努めます。

② 地域文化の伝承・振興

【現状と課題・主な取組】

本市には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された熊野本宮大社や鬮雞神社のほか、地域の歴史や自然、風景を物語る高山寺貝塚や磯間岩陰遺跡、三栖廃寺塔跡などの史跡、神島や亀甲石包含層などの天然記念物をはじめとして、今日まで多くの人々を引き付けて止まない文化財が残されています。

文化財は、永く私たち市民が育んできた生活文化の証であり、地域の自然、歴史と文化を知る市民共有の財産です。文化財を保護し、未来に継承することは、市民一人ひとりの使命であり、また責務でもあります。

しかしながら、時代の流れの中で、一部の文化財はその様相を変え、失われている現状にあります。さらに、市特有の伝統的知識と技術（生業、年中行事、民話など）を記憶に残す古老も、年を追うにつれ確実に少なくなっていることから、その記録保存と継承活用が課題となっています。

そうしたことから、市民が身近にある文化財に関心を持ち、その価値に気づき、理解を深めることができるよう、また、保存・活用への意識を高めていけるよう、文化財情報の発信をはじめ、市民一人ひとりが、地域の文化財に誇りと愛着を持ってこの地で暮らすことができる「文化財を大切にし、暮らしに生かすまちづくり」に取り組む必要があります。

また、芸術文化は、人々の創造性を育み、表現力を高めるだけでなく、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることのできる心豊かなまちづくりに寄与するものです。

市の芸術文化を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少などの社会的問題を背景に、芸術文化団体の高齢化や活動を引き継ぐ担い手不足などの課題があり、特に、市民にとって身近な芸術文化資源である地域の伝統芸能については、地域の若者や子供の減少により、将来への継承が難しい状況にあります。

そうした中、市民憲章にも謳われている「文化のかおるまちづくり」を進めるため、引き続き伝統文化の継承や、優れた芸術文化をより多くの市民が鑑賞できる機会の充実に努めるとともに、市民が主体となった文化活動や成果発表など、市民の自主的な活動に対し支援を行っていく必要があります。また、若い世代の関与や参画が得られる事業の展開について、関係団体と連携を図りながら検討を進める必要があります。

➤郷土芸能、祭礼行事及び伝統的な生活文化の保存・継承

地域の風土や歴史の中から生まれ、守り伝えられてきた郷土芸能、祭礼行事及び伝統的な生活文化の保存・継承を促進します。また、保護活動を行う人材育成や郷土資料の充実に努めます。



【稲成小学校5年生による
伊作田稲荷神社の獅子舞】

➤ 世界遺産の保全・保護

世界遺産の保全・保護については、世界遺産保存管理計画に基づいて構成資産の定期的なパトロールを実施し、整備が必要な個所は旧来の方式により修繕・修復するなど保全・保護に努めます。また、世界遺産保全に関する市民の理解を深めるための啓発活動に努めます。



【熊野古道 道普請活動】

➤ 文化財や歴史的資源の保存・活用

田辺市域に継承されてきた文化財や歴史的資源の保存・活用を図り、市民の役に立つ展示活動、研究活動を進めるとともに、文化財保護の意識を高める啓発活動の開催に努めます。



【田辺市立民俗資料館常設展示「近世の田辺」】



【和歌山県指定無形民俗文化財「田辺祭」】

➤ 未指定文化財の保存・整備の充実

未指定の文化財について、地域の歴史文化を物語る貴重な資源として積極的な状況の把握に努めるとともに、指定又は国の登録制度を活用して適切に保存するよう検討を進めます。

▶ 芸術・文化イベントの開催や啓発活動の充実

市民の芸術・文化活動に関する関心を高め、自主的・創造的な取組が広がるよう、芸術・文化施設や社会教育施設を活用した多様な芸術・文化イベントの開催や啓発活動の充実に努めます。



【田辺第九演奏会】

▶ 発表機会の提供

団体や個人が、芸術・文化活動や伝統芸能の継承等に取り組んだ成果について、発表する機会を提供するとともに、団体等が連携し、活発な活動が展開されるよう支援します。



【芸術文化活動の発表の場である文協フェスティバル（発表・展示）】

▶ 文化活動支援の充実

市民文化の普及及び推進を図るため、伝統文化の継承や文化の創造に寄与する事業に対し、支援を行います。

③ 生涯スポーツの振興

【現状と課題・主な取組】

私たちを取り巻く生活環境は、利便性の向上、情報化社会の進展、労働形態の変化に伴ってライフスタイルが多様化するなど日々大きく変化し、便利で快適な生活ができるようになった反面、運動不足による体力低下やストレスの増加が社会問題となっており、人々の健康をも脅かしています。

このように多くの課題を抱える現代社会において、明るく元気にいきいきとした生活を送る上で、市民だれもがそれぞれの年齢や体力、目的に応じて主体的にスポーツに親しむことは、極めて大きな意義があります。

スポーツに親しむことによって人は、体を動かすという人間の本源的な欲求の充足を図るとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等、精神的な充足感を得ることができます。さらには、体力の向上、ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果を得ています。また、競技スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿や高い技術は、人々のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献しています。

本市においては、田辺スポーツパーク及び弓道場を整備し、当該施設を中心に紀南地方のスポーツの振興を図るとともに、老朽化した社会体育施設の修繕・整備を実施して利用者が安全にスポーツ活動を行うことができるよう努めています。

2016（平成28）年度に実施した市民アンケートの「だれもが、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境が整っていると思いますか。」という質問に対し、「思う」

が44.7%、「思わない」が38.5%という結果でした。2010（平成22）年度に比べて10.8ポイントの改善が見られていますが、今後も市民のだれもが自分に合った様々なスポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しむことができる環境づくりと、スポーツを通じた健康増進や住民同士の交流をより一層促進する取組が必要です。

また、スポーツ全体の普及・発展を図るため、体育連盟をはじめとする競技団体やスポーツ関係団体との連携を強化し、競技力の向上、指導者の養成・資質向上、次代を担う競技者育成に取り組むことも必要です。



【田辺スポーツパーク】



【田辺市立弓道場】

▶スポーツ・レクリエーション活動の普及及び奨励

市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境を充実させるため、スポーツ・レクリエーション活動の普及及び奨励に努めます。また、だれもが自分に合った様々なスポーツを気軽に楽しむ中で社会的交流を深め、健康及び体力の維持増進に取り組める生涯スポーツ社会の実現に努めます。



【室内ペタンク講習会】

▶各種スポーツ大会の実施及び奨励

市民の競技力向上とスポーツの振興を図るため、各種スポーツ大会の実施及び奨励に努めます。また、市民のニーズに対応した、だれもが参加しやすく、他の地域の人とも交流することができるスポーツ教室、スポーツイベントなどを開催し、参加機会の拡大に努めます。



【市民駅伝大会】



【女子ソフトボール大会（本宮地域）】

▶交流事業の開催

次代を担う青少年（競技者）の育成を図るとともに、国内トップアスリートとの交流事業の開催に努めます。

▶スポーツクラブへの育成と支援

地域住民が主体となって運営し、地域のだれもが参加できるスポーツクラブの運営体制の構築また自主自立化に向け、育成と支援に努めます。

▶スポーツ事業の企画と展開

体育連盟などと連携し、より多くの市民が参加できるスポーツ事業の企画・展開に努めます。

④ 郷土の偉人に関する学習の推進

【現状と課題・主な取組】

本市には、南方熊楠翁や植芝盛平翁など、郷土にゆかりのある偉人・先人が数多く存在します。

教育委員会では、郷土を代表する偉人である南方熊楠翁と植芝盛平翁に関する副読本を作成し、両名の業績や人物像に触れる学習を実施していますが、市民が郷土の偉人の存在やその業績・人物像に直接的に触れる学習機会は少ない状況にあります。

市民が郷土の偉人の生き方を学ぶ中で、自分の生き方や将来について考える機会として、また、郷土を愛し、その発展を願う心を育むことにつなげていくためにも、郷土の偉人に関する学習機会の提供と充実を図ることが必要です。



【博物学者 南方熊楠翁】



【合気道の創始者 植芝盛平翁】

▶南方熊楠翁に関する学習の推進

博物学、民俗学、宗教学の分野における近代日本の先駆者的存在であり、同時に植物学、特に「隠花植物」と呼ばれていた菌類・変形菌（粘菌）類・地衣類・蘇苔類・藻類の日本における初期の代表的な研究者である南方熊楠翁について、その偉業を顕彰し、その功績を後世に伝えるとともに、熊楠翁に関する学習機会の提供と充実を努めます。

▶ 植芝盛平翁に関する学習の推進

合気道の創始者である植芝盛平翁について、その偉大な功績を称え、偲び、永く後世に正しく伝承するとともに、盛平翁に関する学習機会の提供と充実に努めます。

▶ 本市にゆかりのある偉人・先人に関する学習機会の創出

数多く存在する本市にゆかりのある偉人・先人に関する学習機会の創出に努めます。

⑤ 人権意識を高める学習の推進

【現状と課題・主な取組】

同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、市民・行政・企業・関係機関・関係団体が連携して人権教育や啓発の取組を進めていますが、依然として、誤った認識や偏見による人権問題が残されています。近年では、子供や高齢者への虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、職場におけるハラスメント⁽⁹⁾の問題や、インターネット上での人権侵害など、人権問題は複雑・多様化してきています。全ての人の人権が尊重されるためには、他人の人権も自分の人権と同じように正しく理解し、相互に尊重し合うことが必要です。

2016（平成28）年度に実施した市民アンケートの「身の回りで人権が守られていると思いますか。」という質問に対し、「思う」が71.9%、「思わない」が15.3%という結果でした。2010（平成22）年度に比べて3.9ポイントの改善が見られています。

7割以上の方が「思う」と回答していますが、人権を守り、お互いに助け合い、明るく平和なまちを実現するためには、今後も人権問題を市民一人ひとりが身近な問題として捉え、家庭・地域・幼稚園・保育園・学校・職場などあらゆる場において人権学習活動を展開し、広く日常生活に人権尊重の精神が脈打つよう、市民の主体性を大切にしながら人権意識を高める学習の推進が必要です。

▶ 人権学習会の開催

市民の最も身近な学習拠点である地区公民館においては、「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、市民の主体性を大切にしながら地域の実情に応じた人権学習会を開催し、人権問題を身近な問題として捉えられるように学習の機会を提供します。



【人権学習会の様子（西部地域）】

⑥ 情報化に対応する学習の推進

【現状と課題・主な取組】

市内の全ての地域で大容量で高速な情報通信サービスを利用できる環境の整備が完了し、パソコン、携帯電話やインターネットなどが、経済活動や日常生活に深く溶け込み、必要不可欠なものとなっています。しかし、一方では個人情報の流出やインターネットを介した犯罪などが社会的な問題となっています。

そうしたことから、市民一人ひとりが情報化に関する知識やルール・マナーを身に付ける学習の機会を提供していく必要があります。

▶ 情報化社会に関する学習機会の提供

情報化社会に必要な基礎的知識の習得や情報の取捨選択・活用能力の育成、情報セキュリティの確保やインターネットを介した犯罪などに関する知識を身に付け、様々な場面で適切な対応ができるよう学習機会の提供を図ります。



【子どもクラブ研修会「スマホやネットに潜むキケン 仕組みを知って被害を防ごう」】

⑦ 自然災害のリスクに対応する学習の推進

【現状と課題・主な取組】

本市は、紀伊半島の南西部に位置し、度々台風の経路となったこともあり、また、大規模な地震発生帯である南海トラフに近接していることから、気象的にも地形的にも多種多様な自然災害が発生する危険性が伴う条件下にあり、市民・地域・行政がそれぞれの防災意識を高め、連携を図りながら、自然災害に備えることが必要です。

これまでも、今後起こり得る災害に備え、公民館や学校、自主防災組織をはじめとする各種団体等において、防災学習会や防災訓練などを実施してきました。しかしながら、2011年（平成23）年の紀伊半島大水害の経験や東日本大震災の発生を契機として、市民の防災意識は飛躍的に高まりましたが、経年と共に徐々に意識が低下する傾向にあります。また、東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震の災害における避難行動や復旧、復興の過程において、地域住民における共助の重要性が改めて認識される中、自治組織への未加入世帯の増加など、地域住民同士のつながりが希薄になりがちな状況にあります。

2016（平成28）年度に実施した市民アンケートの「過去1年間に防災訓練に参加したことがありますか。」という質問に対し、「はい」が36.1%、「いいえ」が62.8%、また、「地震などの災害に対して、家庭内で十分な備えをしていますか。」という質問に対しては、「はい」が30.7%、「いいえ」が67.5%という結果であり、2010（平成22）年度に比べれば約5ポイントの改善は見られてはいますが、依然としてそうした意識が高まっていない現状にあります。

また、自治組織への加入率も79.5%（平成22年度）から75.9%（平成27年度）へと減少傾向にあります。

そうしたことから、地震や津波、台風等に伴う集中豪雨による被害を最小限に食い止め、そして市民生活や経済活動を早期に回復することができる強くてしなやかな災害対応力を築くためには、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という市民一人ひとりの防災意識の高揚が図られ、災害時における判断力の育成が進められるとともに、地域における共助の意識を高める学習を進めることが必要です。

▶ 防災学習会の開催

いつ起こるか分からない多種多様な自然災害に備え、様々な機会を捉えて学習会を開催し、各地域における防災意識の向上に努めます。また、学習会の開催にあたっては、参加者自らが考えたり、他者との意見交換ができたりする形式で行うなど内容の充実を図ります。



【防災訓練実施時の防災グッズ展示】

⑧ 国際交流・国際理解に関する学習の推進

【現状と課題・主な取組】

インターネットをはじめとする情報技術の発達により、地球規模の情報が国境や時間の壁を越えて同時刻に家庭に到達するなど、経済をはじめ多くの分野においてグローバル化が急速に進展しています。

こうしたグローバル化の進展は、経済的側面ばかりではなく、地球温暖化をはじめとする環境問題、人口問題、食糧問題、エネルギー問題などの幅広い分野におよび、一人ひとりが国際的な視野に立って、行動していくための学習が求められています。

本市の外国人住民は、2017（平成29）年3月末時点で262人と、ここ数年はほぼ横ばい状態ですが、外国人旅行者等のうち市内で宿泊した人数が2016（平成28）年度に3万人を超えるなど、身近に外国人と接する機会も増えています。

このように国境を越えて人・物資・情報などが移動するグローバル化が進展する中で、地域の状況を踏まえ、市民一人ひとりが自ら豊かな国際感覚を育み、在住外国人並びに外国人旅行者等と地域住民が文化や言葉の違いをお互いに理解し合い、日常において交流ができ、共に安心して暮らせる社会（以下「多文化共生社会」という。）を築いていくことが重要です。

2016（平成28）年度に実施した市民アンケートの「身の回りで外国人や異文化を受け入れる理解が深まっていると思いますか。」という質問に対し、「思う」が31.7%、「思わない」が42.9%という結果でした。2010（平成22）年度に比べて8.9ポイントの改善が見られてはいますが、依然としてそういう理解が深まっていないと感じている人の方が多い状況です。

そうした中で、高齢者から次代を担う子供まで、世代を問わず国際感覚を養い、市民の国際理解・異文化理解を深める学習の推進が必要です。

➤ 国際感覚を養う学習機会の充実

本市に滞在・訪問する外国人との身近なふれあいを通じ、国際感覚の向上を図るほか、多文化共生社会の実現のための学習機会の充実を図ります



【子供の国際理解推進事業（ハワイイベント、クリスマスイベント）】

➤ 国際交流機会の拡充

市民の国際交流を進める上において、ホームステイやホームビジットなどの交流活動や日本語教室、国際交流イベントの開催など、市内の国際交流関係団体と行政が相互に情報交換を行い、国際交流に対する理解をより深め、連携・協力して、外国人との交流や団体とのネットワークづくりなど、国際交流の場の拡大と充実に努めます。



【国際交流・防災ワークショップ】

⑨ 日々の暮らしを守る学習の推進

【現状と課題・主な取組】

危険走行や路上駐車、シートベルトの未着用やチャイルドシートの未使用など、依然として交通マナーや安全に対する意識の低い状況が見られています。高齢化の進行に伴い、運転免許保有者に占める高齢者の比率も増加し、高齢者が被害者となるだけでなく、加害者になるケースも増加しています。

2016（平成28）年度に実施した市民アンケートの「交通ルールや交通マナーが十分守られていると思いますか。」という質問に対し、「思う」が39.7%、「思わない」が53.9%という結果で、2010（平成22）年度に比べて9.4ポイントの改善が見られてはいますが、交通ルールや交通マナーが十分守られていないと感じている人が半数を占めている状況です。

そうした状況から、市民生活における安全・安心な交通社会を実現するためには、幼児から高齢者まで一人でも多くの方を対象とした交通安全教育及び啓発に関する取組を行う必要があります。

一方、本市における犯罪発生状況は、刑法犯認知件数は増減を繰り返していますが、近年では特に振り込め詐欺事件等の財産被害が発生するなど、高齢者を狙った詐欺事件や悪質商法による被害が増加しています。

社会情勢が急速に変化しており、電子商取引や訪問販売、電話勧誘販売等にかかる悪質商法など消費者を取り巻く環境も多様化・複雑化している状況を踏まえ、消費生活に関する理解を深める学習の推進が必要です。

▶交通安全意識を高める学習の推進

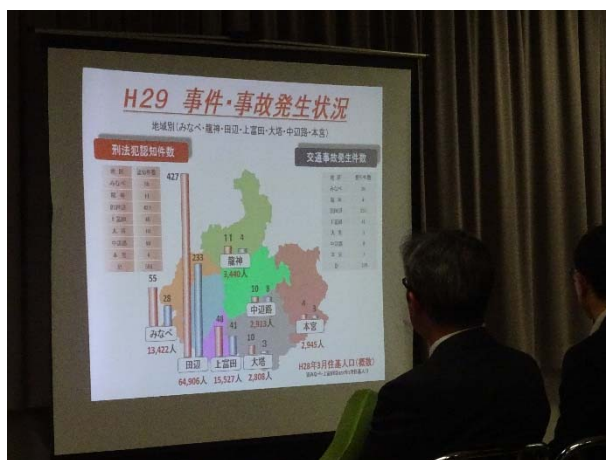
交通マナーの向上と交通ルールを守ることを徹底するため、関係機関、団体と連携した交通安全教育を推進し、小・中学校における実践的な自転車教室などそれぞれの地域に応じた学習機会の提供・充実を図ります。



【保育所・小学校における交通安全教室】

▶防犯意識を高める学習の推進

犯罪のない安全で安心な地域づくりのため、日ごろから住民同士のつながりを大切にし、地域の連帯感を強め、防犯意識を高める学習機会の提供・充実を図ります。



【防犯に関する学習会「田辺署管内における犯罪情勢」】

▶消費者意識を高める学習の推進

年々巧妙化かつ悪質化する各種悪質商法被害を未然に防ぎ、市民が豊かな消費生活を送ることができるよう市民向け学習機会の提供及び広報、啓発活動の充実を図ります。

⑩ 地域福祉の向上に関する学習の推進

【現状と課題・主な取組】

現代社会では、核家族化や価値観・生活様式の多様化などに伴い、家族のきずなの希薄化や地域社会における連帯意識の低下が進んでいます。

本市では、2017（平成29）年3月に「第3次地域福祉計画」を策定しました。この計画では、理念を「絆でつながる・支え合いのコミュニティづくりを目指して～地域自治にもとづく地域の活性化～」と定め、「居住地である地域をより所とした「共」の再構築」という基本目標の中の施策の柱の一つに、「福祉を支えるひとづくり」を掲げ、住民参加による「学び」の機会を充実し、地域福祉を推進する主体である地域住民がより活動に参加しやすいようにするとしています。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、関係する個人・団体がお互いに連携し、地域住民同士のきずなを深め、支え合い、助け合えるような地域づくりが必要です。また、ボランティア活動に積極的に参加し、社会貢献の意識を育てることが望まれています。

➤ 地域福祉をテーマとした学習の推進

地域の様々な活動において、福祉をテーマとした学習の機会を増やし、地域住民が互いに集い、話し合う中で、地域の課題に気づき、その課題を解決する場を持つことができる取組を進めます。

⑪ 環境問題に関する学習の推進

【現状と課題・主な取組】

今日の私たちの暮らしや経済活動は、そのほとんどが自然の恵みを享受した後、再び自然に排出することで成り立ち、地球温暖化をはじめとする環境問題は、自然に過大な負担をかけ、そのバランスが崩れることにより生じています。

エネルギーの消費削減、太陽光や水力、バイオマス⁽¹⁰⁾などの地球環境にやさしい再生可能エネルギーの活用、資源のリサイクル、生物多様性の保全など、あらゆる環境問題の解決を図ることは、持続可能な社会を築くための重要な課題です。

市民一人ひとりが様々な環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中にある環境課題についての意識を持ち、環境に配慮する生活を送る中で、環境を大切にすることと主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育むための環境問題に関する学習機会の充実を図る必要があります。

➤ 環境に対する意識を高める学習の実施

環境に対する意識を高めるためには、趣味や興味・関心のあることなど、日常生活のあらゆる場面で環境について考えることが大切であることから、一人ひとりが環境意識を持つために、身近な場所からの環境学習の推進に努めます。

▶環境の現状を知る学習の推進

環境について真剣に考え、環境の保全に向けて実際に行動するためには、環境問題の現状や実態を正しく知ることが重要です。「今、地球の環境がどのような状況にあるのか」を知るための学習の推進に努めます。



【環境学習会「自然エネルギーと地球温暖化を学ぼう」】

▶新・省エネルギーに係る学習機会の提供

エネルギー問題を個人や地域の問題と捉え、新・省エネルギーの普及に向けた市民一人ひとりの意識を高めるための学習機会の提供に努めます。

⑫ 地域産業に関する学習の推進

【現状と課題・主な取組】

本市の経済基盤を支える地場産業は、商工業と農林水産業が中心です。しかしながら、近年における本市の地場産業を取り巻く情勢は、中心市街地の商店街地域では、郊外への大規模小売店やロードサイド型専門店⁽¹¹⁾の立地といった外的要因に加え、店舗の老朽化をはじめ、経営者の高齢化、後継者不足等の内的要因、さらには消費者ニーズの多様化や消費行動の変化が著しく進み、かつての商店街の賑わいが失われつつあります。一方、農林水産業では、林業は、長引く木材価格の低迷や林業労働力の減少、水産業では、魚価の低迷や漁獲量の減少を主な要因として長期にわたる不振が続いています。また、これまで本市の経済のけん引役であった農業においても、主力の梅、かんきつ類の生産が国内外の他生産地との競合や消費者の低価格志向等から厳しい状況にあり、このような地場産業の不振は、他の産業に影響を与え、雇用の形態や人口動態にも変化を及ぼしています。

そうした状況の中、地域の自然、歴史、文化など豊富な地域資源を見つめ直し、それぞれが抱える課題及びその解決手法等について、共に学び共に考え、地域の特色を生かしながら新たな発想や視点の転換により、地場産業の活性化につながるための学習の機会を充実し、そして推進していくことが必要です。

➤地域経済を支える産業にかかる学習機会の提供

地域産品のブランド化や後継者の育成などにつなげるため、地域を支える産業にかかる学習の機会の提供に努めます。

⑬ 地域づくりを担う人材の発掘と育成

【現状と課題・主な取組】

過疎化や少子高齢化、核家族化の進行とともに、地域コミュニティを担う組織の弱体化が進み、また、地域でお互いに支えあってきた住民同士のつながりも希薄化するなど、地域づくりを進める上で多くの課題が生じています。

こうした課題を解決していくには、地域住民がそれぞれの地域における特色や住民の主体性を大切にして、地域の価値・資源を再発見し、「誇り」と「自信」を持ち、住民がいきいきと活動することが重要です。また、「身の丈にあった活動を、できることからコツコツやっていく」という、地域における住民参加と協働による「住民自治」の取組を進めることで、自治の回路を活性化させることも重要です。

そうした取組により「地域再生」を越えたより強力な「地域づくり」が進展し、地域社会における世代循環と暮らしを持続していくことが可能になると考えられます。市民、行政などがそれぞれのできることを持ち寄り、協働しながら地域を支え、育てていくとともに、自分たちの地域、暮らしは自分たちの手で守り、創っていこうとする「自治の精神」を持った人材を育むことが必要です。

➤公民館との連携による人材育成

地域において「人」と「人」をつなぎ、地域づくりの核となる人材の育成を公民館と連携して取り組みます。



【人材育成講座「田辺の未来を考えるシンポジウム」】

➤ 地域づくりを担う意識の高揚

地域の一員としての自覚や関心を高めるとともに、地域づくりを担う意識の高揚を図るための学習機会の提供に努めます。

➤ 学び直しによる人材の育成

NPO・民間団体や企業等と連携した学習機会の提供やリカレント教育⁽¹²⁾の啓発・支援に努め、地域における「自治の精神」を持った人材の発掘と育成に取り組みます。

⑭ 学習活動を支える人材の育成

【現状と課題・主な取組】

幅広い市民の学習ニーズに対応し、多種多様な学習機会や活動の場を提供するためには、地域人材や大学などの高等教育機関、NPOなどの各種団体などとも連携し、「人」「組織」「地域」を相互につなぎ、地域全体で市民の生涯学習活動を支援する幅広い分野の、かつ高度で専門的な資質・能力を持つ人材の育成や活用を進めていくことが重要です。

➤ 学習活動を支える人材の育成

市民の学習に対する需要と供給を結び付け、コーディネートを行う人材の育成に努めます。

➤ 社会教育主事の養成・確保

社会教育関係職員に対し、必要に応じて専門的・技術的な助言と指導を行う社会教育主事の養成・確保に努めます。

⑮ 学社融合の推進（学校・家庭・地域の連携）

【現状と課題・主な取組】

本市では、学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力向上を図りながら子供の健全育成に取り組む体制づくりと、地域の特色ある教育づくりを進めるため、市の教育行政基本方針の中に「学社融合の推進」を位置付け、全ての公民館、幼稚園、小・中学校において、地域の特色を生かした学社融合の取組を推進しています。

学社融合の推進にあたっては、国・県の補助事業を活用した「共育コミュニティ推進本部事業」の実施や市の研究指定を機に地域の実情に応じた学社融合推進本部の設置に取り組み、市内全ての小・中学校の教科や「総合的な学習」の時間等において、ゲストティーチャーとして地域人材を招き、地域の歴史や文化、生活の知恵や工夫を学ぶことで、郷土への誇りや愛着心を育てる取組を行うなど、地域全体で計画的かつ継続的に実施しています。

2016（平成28）年度に実施した市民アンケートの「子供たちと地域の大人たちとのつながりが深まっていると思いますか。」という質問に対し、「思う」が48.0%、「思わない」が

33.9%という結果でした。2010（平成22）年度に比べて3.7ポイントの改善が見られ、半数近くの人が子供たちと地域の大人たちとのつながりが深まっていると感じていることから、これまでの学社融合推進事業の取組の成果であるといえます。

今後は、これまで取り組んできた組織体制を、国で規定する「学校運営協議会（コミュニティスクール）」として「学社融合推進協議会」に再構築を図ることで、これまでの取組をさらに充実・発展させていく必要があります。

➤組織体制の再構築

地域全体で計画的・継続的に学社融合推進事業を更に推進するため、これまでの組織体制の再構築を図ります。

➤研修会の実施

学社融合推進事業をより充実させるとともに、公民館長・公民館主事、幼稚園や小・中学校の管理職、学社融合担当教員、地域のボランティア等が学社融合の理解を深め、資質の向上を図るため合同研修会を開催します。



【学社融合研修会】

⑩ 青少年の健全育成

【現状と課題・主な取組】

かつて子供たちは、地域共同体の中で大人たちや同年齢・異年齢の友達と交流し、様々な生活体験、社会体験を通じて生産、消費、文化及び生活習慣を体得するといったように、社会全体で子供の教育に取り組む機能が維持されていました。

しかし、近年では人々の価値観の変化や生活様式の多様化、また、地域における人間関係の希薄化などによりその機能が弱まり、青少年の健全育成や人格形成に大きな影響を及ぼしています。

子育てを親とその家族のみの問題と捉えるのではなく、学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を進めるため、地域全体で環境整備や家庭教育の支援に努めていく必要があります。

➤ 団体の活動支援と指導者の育成

地域ぐるみで青少年を守り育てる市民意識の醸成を図るため、田辺市・上富田町青少年センター協議会、田辺市PTA連合会、田辺市青少年育成市民会議、田辺市子どもクラブ育成協議会などの健全育成に関わる団体との連携や活動支援を行います。

➤ リーダーの養成

青少年がいつでも参加し、活動できるよう地域の子ども会活動等への支援を行うとともに、青少年や大人の各種活動リーダーの養成に取り組みます。

➤ 地域教育力の活用

青少年が地域のボランティア活動やスポーツ・文化活動に参加することで、地域社会への関心や興味が持てるよう、自主性や社会性を育む機会の提供を図ります。

⑰ 協働による地域活動の活性化

【現状と課題・主な取組】

技術革新や医療技術が飛躍的に進歩し、長寿化による自由時間が拡大している中、心の豊かさや自己実現を求めて、生涯にわたって学び続けたいという意識が年々高まりつつあり、学習ニーズも多岐にわたっています。また、急速な社会情勢の変化に伴って人々の価値観は多様化するとともに、取り組むべき現代的課題や地域課題も複雑化しています。

近年、福祉、地域づくり、環境問題など様々な分野において「協働」という言葉が使われており「協働」が地域社会を考えていく上で、重要なキーワードになっています。市内には数多くのグループや地域団体、NPO・企業・奉仕団体などが存在し、様々な活動に取り組んでおり、そうした団体等が「協働」という旗印の下にそれぞれの学習資源を使いながら連携した取組を行うことで、その効果はより高まるものといえます。また、学びを通じて人と人とのつながりを深め、様々な関わりの中で学びを高め合っていくとき、そこに新たな連帯意識が生まれ「人づくり」が進展していきます。さらに交流の輪が広がり、公益性の高い地域活動への参加、地域課題の解決に向けた主体的な行動など、「持続可能なまちづくり」へと発展していくことが期待できます。

人々のこうした活動の積み重ねによって、地域社会が活性化し、向上していくことから、様々な人材、団体等との協働による活動に取り組むことが必要です。

➤ 「田辺市まちづくり学びあい講座」の充実

市民が直面する生活課題や地域の課題について学び合い、生涯学習による協働のまちづくりを進めていく取組とするため、出前講座「田辺市まちづくり学びあい講座」の見直しと内容の充実に努めます。



【田辺市まちづくり学びあい講座】

➤ 連携・協働の推進

市民の様々な生涯学習ニーズに対応し、学習活動の活性化を図るため、市民活動団体等との連携・協働に努めます。

⑱ 学びの成果を生かす機会の創出と充実

【現状と課題・主な取組】

市民自らが主体的に学習し、自己実現や個人の学習の積み重ねをもとに、その学習の成果を地域社会に還元し、生かすことが重要です。そうしたことは即ち、一人ひとりの生きがいや自己実現につながるだけでなく、市民同士の交流を育み、人間関係の広がりや地域の教育力の高まりにもつながります。また、私たちの住むまちの新たな価値創造にもつながっていきます。

そうしたことから、学んだ成果をそれぞれの地域づくりに生かしたいと考えている人が、その成果を生かすことができる機会の創出と充実を図ることが重要です。

学びの成果を地域に還元し、生かしていくためには、コミュニティやボランティア活動の充実、情報の提供を図るとともに、学びによって得た知識・技能を地域課題の解決に結び付けていくコーディネーターの養成や、その仕組みづくりが必要です。

▶ 発表する場と交流の機会の提供

生涯学習フェスティバルや、スポーツ・体育事業（各種大会）、文化祭など、学びの成果を発表する場と交流の機会の提供に努めます。



【学童保育所児童の作品展示】
（生涯学習フェスティバル）



【松ぼっくりでツリー作り】
（生涯学習フェスティバル）



【生涯学習フェスティバル発表】



【生涯学習フェスティバル発表】

▶ 学びの成果の地域への還元

公民館教室やサークルなどで学んだ知識や技術を生かし、地域社会に還元し、新たな取組につなげるための事業の展開に努めます。



【龍神村民文化祭舞台発表会】



【新庄公民館秋の文化祭発表会】



【田辺工業高校機械科の作品展示】
(生涯学習フェスティバル)



【神島高校写真部の作品展示】
(生涯学習フェスティバル)



【芳養公民館作品展】



【中辺路文化祭作品展】

2. 基本目標3に対する施策の展開

本計画の基本目標3に基づいた各種施策を次のように展開します。

⑱ 庁内連携の強化と事務局機能の向上

【現状と課題・主な取組】

市民のだれもが気軽に学習活動や芸術文化、スポーツ活動などに親しむことができるようにするためには、生涯学習の推進を、総合的・計画的に進める必要があります。

地方分権の進行により、市民と行政が協働で取り組む生涯学習によるまちづくりを推進する必要性が高まっています。公共的な事業を行政だけが主体となって行う時代は終わり、住民が地域づくりの担い手として活動に取り組むことが、これからの持続可能なまちづくりには欠かすことができません。

こうした社会変化に対応していくためには、市民の知識や技能を高めるための様々な学習機会の提供にとどまらず、市民と行政、NPOや企業等とのパートナーシップによる生涯学習推進体制の整備が重要な課題です。

本市では、教育委員会生涯学習課と市長部局の各部署が連携して各種事業の展開を図るため、「田辺市地域を創る生涯学習推進会議（以下「生涯学習推進会議」という。）」を設置しています。

生涯学習に関する市民の様々なニーズを的確に把握し、第2次推進計画に基づく諸施策を実現し、「生涯学習によるまちづくり」という視野に立って現行の組織を見直すとともに、その機能が十分に生かされ、庁内連携が円滑に行えるよう事務局機能の向上を図る必要があります。

➤ 組織体制の見直し・事務局機能の向上

全庁的連携を強力にするため、生涯学習推進の中心となる生涯学習推進会議の組織体制の見直しを図ります。また、生涯学習推進会議が十分に機能を果たせるよう事務局の機能向上を図ります。

⑳ 公民館機能の充実

【現状と課題・主な取組】

本市には、中央公民館1館、地区公民館20館と分館18館の39館があり、中央公民館と地区公民館には教育委員会が任命する公民館長と市職員である公民館主事を配置しています。各公民館の運営体制については、公民館職員（公民館長と公民館主事）が中心となって、自治会や各種団体の代表者などからなる運営委員会を組織し、住民主体の公民館運営を行っていますが、近年では、社会構造の変化や、価値観やライフスタイルの多様化等によって、公民館活動・地域活動を支える人材が不足している状況があります。

公民館は、市民の最も身近な社会教育施設として、地域の学習・交流の場であるとともに、地域づくりの拠点としての役割を果たしていくことが求められます。住みよい地域づくりを実現し、地域住民の幅広い学習要望等に応える事業を推進するためには、地域の未来を担う

若い世代の住民が参画できる環境の整備・充実に努め、より多くの地域住民が公民館の運営に主体的に関わる必要があります。

そのために公民館職員は、より地域との関係を深め、また、多様化する住民の学習ニーズを的確に把握するとともに、地域課題をテーマとした様々な事業や活動を企画・実施するためのコーディネーターという専門性を身に付けるなど、資質の向上を図ることが必要です。

➤ 公民館運営組織（体制）の強化・充実

幅広い住民の学習ニーズを反映し、活発かつ魅力ある公民館の運営を行っていくため、住民主体の公民館運営となるよう、公民館運営組織（体制）の更なる強化・充実に努めます。

➤ 公民館職員の資質向上

社会教育主事講習や公民館職員専門講座、社会教育関係職員等研修会など様々な研修への参加に努め、公民館職員に求められる知識・能力の向上に努めます。

② ネットワークの整備と充実

【現状と課題・主な取組】

本市には、公民館、図書館、美術館その他社会教育施設や歴史的・文化的遺産など、「学び」につながるものが数多くあります。市民の多様な学習要望に応え、生涯学習を推進していくためには、地域が持つ資源を生かしながら、学習内容や学習形態を多様化・高度化するとともに、社会教育施設がお互いのネットワークを整備するなど、その活性化を図ることが重要です。

市内では様々な組織・団体の学習活動が行われていますが、各活動団体が独自で取り組んでいる状況が多く見受けられます。各団体が行う個々の活動をネットワーク化することで情報共有が図られ、イベントなどの共同開催が可能になるとともに、活動の広がりや活性化につなげていくことができます。さらに、学習に関する広範な情報の収集・処理・提供がそれぞれ緊密に関係し合い、機能することによって、学習者相互の利便性向上につなげることもできます。また、個別には持ち得なかった二次的価値も生み出され、より高度で充実したサービスの提供が可能になるなどの相乗効果が生まれると同時に、既存施設等の活性化や有効な活用につながるなど、様々なメリットを市民と行政の双方が享受することができます。

2016（平成28）年度に実施した市民アンケートの「だれもが、いつでも気軽に学習できる環境が整っていると思いますか。」という質問に対し、「思う」が41.4%、「思わない」が40.0%という結果でした。2010（平成22）年度に比べて6.9ポイントの改善は見られてはいますが、「思う」「思わない」がほぼ同率となっている状況です。

そのため、公民館をはじめとする社会教育施設は、市民の生涯学習推進に関する情報提供と相談、市民の企画・立案による学習活動及び市民、団体、行政等のネットワークの拠点としての機能の充実を図り、「人」「地域」「学び」をつなげ、だれもが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境づくりを進める必要があります。

➤ 社会教育施設、団体等のネットワークづくり

市民の多様な学習活動を推進するとともに、各活動団体を育成するため、社会教育施設や団体等とのネットワークの構築を図ります。

➤ 市民及び各種団体とのネットワークづくり

青少年が安全で健やかに育つまちづくりを目指し、地域で子供を見守る活動を行っている住民、青少年補導委員、地域福祉活動団体や市民グループなどの幅広い個人及び団体とのネットワークの構築を図ります。

➤ 学習支援のためのネットワークづくり

市民の学習ニーズに応じて、大学など高等教育機関と連携し、市域を越えた学習活動に取り組めるよう、広域的なネットワーク化を検討します。

㊸ 施設の改修・整備・機能の充実

【現状と課題・主な取組】

社会教育・社会体育施設は、市民の生涯学習への関心が高まる中で、社会の急激な変化に対応し、地域の身近な学習拠点として、社会の要請に応じた学習機会の提供など、市民や社会の新たなニーズにも積極的に応えていくことが求められます。

本市では、生涯学習センター、各地区公民館、図書館、美術館をはじめとする社会教育施設のほか、体育館やテニスコートなどの社会体育施設、学校体育施設の一般開放などにより市民の生涯学習活動を支援しています。

市内の社会教育・社会体育施設は、市民が生涯学習活動を展開する基幹施設であり、その整備は、充実した学習の場を提供し、その効果・効率を向上させるために必要です。また、生涯学習センター及び各地区公民館（一部の施設を除く）は、防災拠点としての機能も有していることから、施設の適正な維持管理に努める必要があります。

➤ 社会教育・社会体育施設の機能の維持及び向上

公民館等の社会教育・社会体育施設について、予防保全の観点から必要に応じて施設の修繕等の措置により機能の維持に努めます。また、市民の学習ニーズに応じることができるよう必要に応じて学習機材の調達・整備などを行い、施設の機能向上に努めます。

➤ 計画的な施設の改修及び整備

老朽化が進んだ施設については、田辺市公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な施設の耐震化や維持管理に努めます。

②③ 図書館・美術館の機能充実

【現状と課題・主な取組】

市立図書館は、2012（平成24）年2月に田辺市文化交流センター「たなべる」内に移転・開館して以来、地域の情報拠点として、さらには、生涯学習支援や子供の読書活動を推進する重要な役割を担う施設として、蔵書の質と量の充実と地域の特性を生かした資料の収集、市民の郷土学習及び研究への資料の提供を行っています。また、インターネットを利用した蔵書検索や貸出予約による利用者の利便性向上や、広い市域をカバーするための移動図書館や配本事業を実施して市民の読書環境の均一化を図る取組を行っています。

高齢化社会の進行や情報化社会の進展等により市民の読書・学習形態が以前に比べて多様化していることから、さらに取組の充実を図ることが必要です。

一方、市立美術館（本館）と熊野古道なかへち美術館（分館）は、田辺・紀南地方の文化の拠点となる施設として、子供から高齢者までのあらゆる世代の市民等に対し、生涯学習時代に対応した各種活動を通して質の高い優れた芸術文化に接する機会を提供しています。また、特別展や館蔵品展の開催、記念講演会をはじめ各学校、公民館や図書館等での出前講座を実施するなど、鑑賞機会を提供しています。

来館者数は、本館と分館を合わせて約13,000人前後で推移していますが、これまでの取組を継続しながら、芸術文化の鑑賞機会の充実を図ることが必要です。



【田辺市文化交流センター「たなべる」】



【田辺市立美術館】



【田辺市立熊野古道なかへち美術館】

➤ 図書館機能の充実

資料整備と蔵書の充実、移動図書館等貸出しサービスの均等化、読書活動の推進など、図書館機能の充実に努めます。

➤ 美術館機能の充実

市立美術館と熊野古道なかへち美術館が連携し、作品の収集や調査・研究、魅力のある展覧会活動など芸術文化の鑑賞機会の充実を通して美術館機能の充実に努めます。

②④ 使いやすい社会教育・社会体育施設の運営

【現状と課題・主な取組】

本市では、生涯学習センターや各地区公民館をはじめ、図書館、美術館、田辺スポーツパークなどを社会教育・社会体育施設として位置付けています。

市民のだれもが手軽に学習や文化・スポーツ活動に親しむためには、公民館・図書館・体育施設の社会教育・社会体育施設が身近な施設かつ安全で利用しやすい施設として整備されていることが重要です。

また、市民の学習や文化・スポーツ活動の広がりを支援するためには、日々多様化する市民のニーズを的確に捉えるとともに、市内の社会教育・社会体育施設がお互いに連携を密にして、だれもが利用しやすく、施設の有効利用が図られるように努める必要があります。さらには施設のより一層の利用促進を図るために運営の工夫をすることが必要です。

➤ 社会教育・社会体育施設運営の改善

市民が自主的・主体的に行う学習や文化・スポーツ活動で利用する施設について、より多くの利用に供することができるよう、施設運営の改善を図ります。

②⑤ 多様な方法による学習情報の提供

【現状と課題・主な取組】

本市における市民向けの生涯学習に関する情報の提供については、各公民館教室やサークル等の一覧表を生涯学習センター及び全ての地区公民館の窓口に備えるとともに、市の公式ホームページで公開しています。また、紙面による公民館報を毎月1回発行し、各地区公民館事業の案内や地域の出来事を紹介しています。

しかしながら公民館報は、紙面での提供であることから、掲載できる情報量に限りがあり、さらに紙面構成及び記事内容が固定化しているなどの課題があります。



【毎月1回発行している公民館報】

生涯学習は、市民が自らの意思によって行う学習活動であることから、人々のこうした学習ニーズに対応するためには、各生涯学習関連施設等が保有する情報を体系的に収集し、学習者のだれもがいつでも、どこでも望むときに学ぶことができるよう、学習情報を提供する必要があります。

市民の学習意欲を喚起し、自主的な学習活動を促進・支援していくためには、どのような情報が必要とされているか、どのように情報を発信していくかについて、多面的に検討・研究し、学習情報の提供と併せて、市民の学習相談に的確に対応していくことが必要です。

➤ 学習情報の収集

生涯学習関連情報の提供を充実させるため、庁内各部署をはじめ、他の公共団体・行政機関、企業、NPO等の学習事業などの情報の収集に努めます。

➤ 学習要望の収集と施策への反映

社会教育施設の職員は、社会状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて市民やグループ、サークルや各種講座等の受講者にアンケート調査を行い、その満足度や意向を把握し、施策や事業への反映に努めます。

➤ 生涯学習関連情報提供システムの構築

市民一人ひとりの学習活動を活性化していくため、だれもが、必要とするときに学習情報を取得することができるよう生涯学習関連情報提供システム（生涯学習ポータルサイト⁽¹³⁾等）の構築について検討します。

②⑥ 学習相談への的確な対応

【現状と課題・主な取組】

生涯学習は、市民一人ひとりが自らの生活課題や地域課題に応じて、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、自発的意思によって行うことを基本とし、必要に応じて、自分に適した手段や方法を自分で選択しながら生涯を通して行う学習活動です。

市民一人ひとりが学習したいと思ったときに、気軽に相談できる身近な体制の整備と充実を図り、自主的・自発的な学習の支援を行うことが大切です。

そのためには、より多くの学習情報を収集・一元管理するとともに、その情報を活用して効率的・効果的な相談対応に生かすことが必要です。

➤ 相談窓口の充実

市民の様々な学習相談に対応できる知識や技能を持つ人材を育成するとともに、生涯学習へのきっかけづくりや学習活動の継続を可能とするため、気軽に活用でき、的確なアドバイスを受けられる相談窓口の充実に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

第2節 計画の進行管理

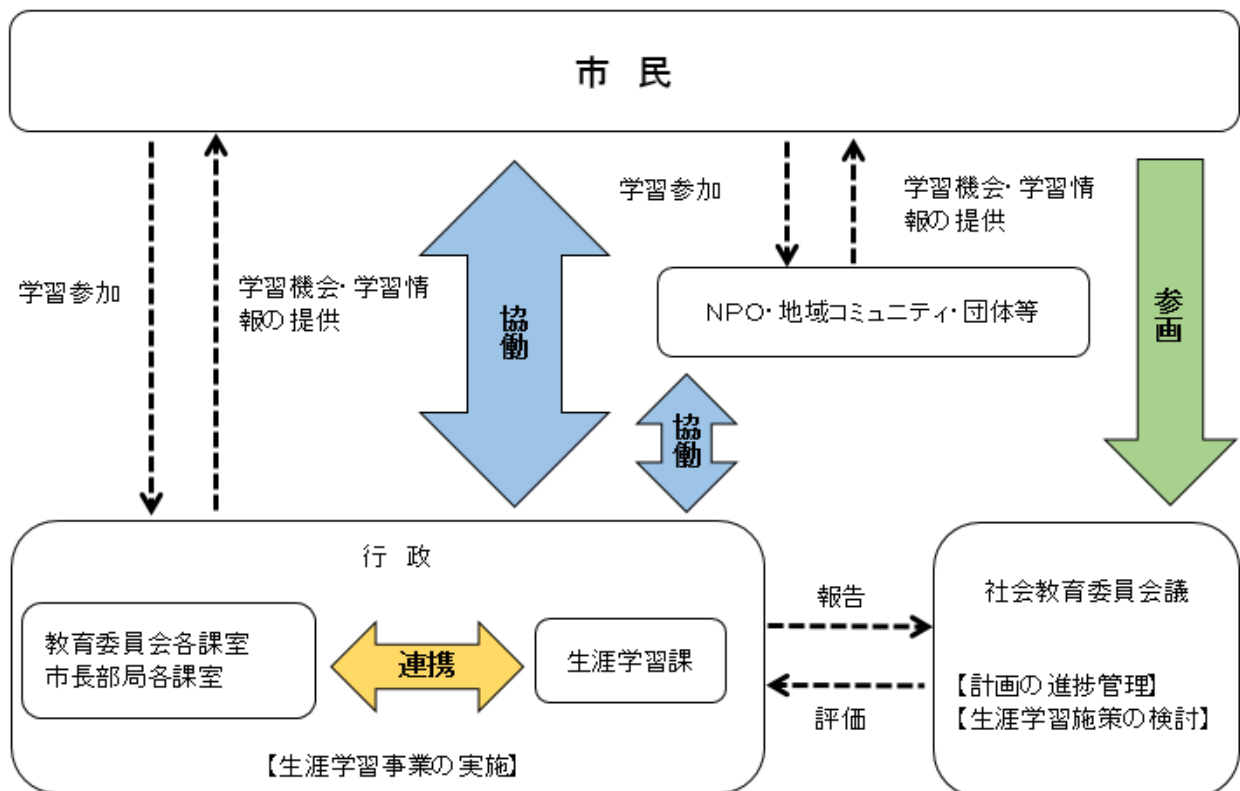
第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

(1) 市民や地域、関係団体等との連携・協働

生涯学習は、広範な領域にわたり、多様な学習活動が求められることから、学校、家庭、地域、関係機関及び団体、NPO、企業等と連携・協働による計画の推進に取り組みます。

また、生涯学習を地域におけるまちづくりの重要な要素として位置付け、各種活動などにおいてNPO、地域コミュニティ、団体等と十分に連携を図り、着実な計画の実行に努めます。



(2) 計画の周知及び生涯学習の普及・啓発

生涯学習の意義について広く市民の理解や関心が深まり、学習活動のきっかけづくりと生涯学習の施策を効果的に推進していくため、本計画について行政内部をはじめ、様々な媒体を通じて市民や関係団体などに周知し、計画や生涯学習の重要性の啓発に努めます。

第2節 計画の進行管理

(1) 実施計画の策定

本計画がより実効性のあるものとするため、基本構想、基本計画に基づき、毎年具体的な施策を展開するための実施計画を策定します。

実施計画の策定にあたっては、基本計画の計画期間である5か年の行程表を踏まえた上での単年度計画とします。

(2) 生涯学習推進計画の点検及び評価

1. 地域を創る生涯学習推進会議

生涯学習が行政の幅広い分野に関連し、教育委員会のみならず市長部局の各部署の施策の中でも展開されていることから、それらを効果的に推進するためには、行政内部の連携を密にすることが不可欠です。また、計画をより効果的に推進するためには、これらの事業の見直しや整理を行いながら総合的な調整・推進を図ることも必要です。

庁内に設置している生涯学習推進会議がその役割を担っていますが、現在の組織体制を第2次推進計画の策定に合わせて見直しを図るとともに、生涯学習関連事業を実施している庁内各部署との連携が行われるよう事務局機能の強化と生涯学習のより一層の推進に努めます。

2. 社会教育委員会

本計画に基づき、今後具体的な施策を展開するためには、計画が目指す基本理念や基本目標に沿って的確に行われているかどうかを、行政内部における自己評価に対して生涯学習の主人公である市民からの目線で点検・評価することが重要です。

そうしたことから、本市においては、田辺市社会教育委員設置条例（平成17年条例第187号）及び田辺市社会教育委員会規則（平成17年教育委員会規則第19号）に基づいて設置している社会教育委員の会議を市民からの目線で、計画の推進・進捗状況を点検・評価する組織として位置付け、点検・評価を実施しており、今後も引き続き行います。

3. PDCAサイクルによる進行管理

計画に掲げる施策の実施状況を取りまとめ、分析を行い、事業の継続または見直しを行うPDCAサイクルを実施していきます。



参考資料

1. 田辺市の特性
2. 田辺市の公民館
3. 田辺市の社会教育・社会体育施設一覧
4. 社会教育法（抜粋）
5. 田辺市社会教育委員設置条例
6. 田辺市社会教育委員名簿
7. 田辺市地域を創る生涯学習推進会議設置要綱
8. 田辺市地域を創る生涯学習推進会議委員名簿
9. 第2次田辺市生涯学習推進計画の策定経過
10. 市民アンケート結果について
11. 用語の解説

■資料 1 田辺市の特性

<立地・気候>

本市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置し、奈良県にも隣接しています。

西寄りの海岸部に都市的地域を形成するほかは、森林が約9割を占める中山間・山間地域が広がり、日高川水系、富田川水系、日置川水系、熊野川水系の4水系を抱えるなど、県全体の約22パーセントを占める、近畿で最大の市域を有しています。

また、気候は、海岸部の温暖多雨な太平洋型気候から、山間地における内陸型の気候まで多様です。

<地域資源>

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する熊野本宮大社や鬮雞神社、また、これらをつなぐ熊野参詣道がほぼ市全域にわたっており、本市を代表する観光資源となっています。

また、日本三美人の湯の一つである龍神温泉をはじめ、熊野詣で人の心と体を癒やした日本最古の温泉である湯の峰温泉、河原全体が温泉となっている川湯温泉など、多様かつ独特で歴史的な物語性を有する温泉が山里に点在しています。

このほか、ナショナルトラスト運動先駆けの地である天神崎や、ファミリービーチとして人気の高い田辺扇ヶ浜海水浴場、梅の香り漂う紀州石神田辺梅林、自然が創り出す滝と溪谷を満喫できる百間山溪谷など、豊かな自然資源があふれています。

<災害>

台風の経路となることや、南海トラフに近接していることに加え、沿岸部から山間部に至るまで広大な市域を有していることから、地震や津波、洪水、土砂災害など、多様な災害への備えが必要な地域です。

<人口構造>

平成27年時点の人口構成では、高齢者1人を支える現役世代が2人を下回っています。

また、人口動態としては、自然減少及び社会減少が大きくなっていますが、合計特殊出生率は、国や県よりも高い水準にあります。

<産業>

就業人口の産業別構成比は、全国平均に比べ、第1次産業の構成比が高く、第2次産業の構成比が低い地域と言えます。また、内需依存型の経済構造であり、人口減少の影響を大きく受ける地域です。

農林水産業では、日本有数の梅産地を形成し、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されているほか、ほぼ年間を通じて収穫される多種多様なかんきつの栽培が盛んです。また、市域の約9割を占める広大な森林において、紀州材をはじめ、花木や紀州備長炭などが生産されているほか、水産業では、種類豊富な水産資源があり、近年では、紀州ひろめや紀州いさぎのブランド化が進んでいます。

商業では、人口減少や高齢化を背景として、旧町村の卸・小売業の事業所が減少傾向であるとともに、中心市街地の商店街においても空き店舗数が増加し、商品販売額が減少している一

方で、飲食業では、JR紀伊田辺駅前の西側エリアに約200店舗の飲食店が密集する県内随一の飲食街「味光路」をはじめ、市内には多種多様な飲食店が多数あります。

<観光>

本市の有する豊かな地域資源を、田辺市熊野ツーリズムビューロー等との連携により、国内はもとより、海外へとプロモーション展開し、外国人をはじめとする観光入込客数も着実に増加するとともに、欧米系外国人や首都圏観光客の宿泊が増加するなど、質的な充実度が高まっています。

また、観光の幅が広がり、様々な分野での交流が盛んとなる中、温暖な気候や、空港、高速道路といった交通の利便性等を生かして、周辺自治体と連携を図りながら、田辺スポーツパークを中心としたスポーツ合宿・大会の誘致促進に取り組んでおり、合宿地としての認知度が高まっています。また、田辺スポーツパークの陸上競技場がパラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定される中、障害者スポーツへの理解と、振興への機運が高まっています。

<交通>

海岸部に沿ってJR紀勢本線が通っているほか、近畿自動車道紀勢線南紀田辺インターチェンジの開設により、京阪神地域や関西国際空港との時間的距離が短縮されています。また、南紀白浜空港から東京まで約1時間の時間距離にあり、海外や首都圏等との観光・交流においても優れた条件が整っています。

一方、地域間道路が整備され、各地域の連携が進んでいるものの、山村地域を中心に、路線バスの廃止や減便などを背景として、地域の実情に即した公共交通体系の再構築が求められています。

(「第2次田辺市総合計画 序論 第2章 田辺市の特性」から転載)

■資料2 田辺市の公民館

(1) 公民館の定義

社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されています。また、同法第22条では、その目的達成のために、講座の開設や講演会の開催、施設の貸出し、各種団体・機関等との連絡調整など、様々な事業を行うこととなっています。また、公民館を表す言葉に「つどう」「まなぶ」「むすぶ」があります。

「つどう」とは、公民館が、趣味や教養、体力づくりなど様々な講座や教室、講演会、スポーツ大会、文化祭などを開催し、地域の皆さんの学習活動や交流のきっかけとなることです。

「まなぶ」とは、公民館が、趣味や教養に関する学習をはじめ、現代的な課題の学習など、地域の様々な学習ニーズに対応して、学習の場や機会、情報を提供し、地域における生涯学習活動の拠点施設として学習者を支援することです。

「むすぶ」とは、公民館が、その地域の歴史や文化・人材・産業など地域の資源を的確に把握し、少子高齢化・過疎化・住民意識の希薄化などの地域の課題を住民自ら解決していけるような学習の機会や場を提供し、地域の皆さんの様々な学習活動をつなげ、地域づくり活動の拠点施設となることです。

つまり、公民館とは、学びを通して、仲間づくりをし、地域の暮らしや文化を豊かに育んでいくための地域づくりの拠点施設です。

(2) 田辺市の公民館体制

本市では、社会教育法に基づき、「田辺市公民館条例（平成17年条例第188号、以下「条例」という。）」を定めています。条例では、各公民館の役割を次のように示しています。

■中央公民館

地区公民館及び分館と連携し、必要に応じ、これらの公民館に対して指導助言を行うとともに、市内全域を対象とした公民館活動を行います。

■地区公民館（20館）・分館（18館）

中央公民館と常に連携し、その地区に即した公民館活動を行います。

【田辺市の公民館組織図】



■資料3 田辺市の社会教育・社会体育施設一覧

○社会教育施設

施設名	設置年度	所在地	施設概要
中央公民館	昭和31年	高雄一丁目23-1	交流ホール、青少年ホール、事務室、会議室、和室、児童遊戯室、料理実習室、駐車場
東部公民館	昭和31年	神子浜1-4-66	大集会室、和室、駐車場
中部公民館	昭和31年	上屋敷1丁目2-1	大集会室、和室、駐車場
西部公民館	昭和31年	天神崎11-19 西部センター	西部センターを会場に活動
南部公民館	平成元年	末広町11-3 南部センター	南部センターを会場に活動
芳養公民館	昭和31年	芳養松原一丁目15-8	ホール、事務室、図書室、料理実習室、大集会室、和室、研修室、駐車場
稲成公民館	昭和31年	稲成町823 稲成町民センター	稲成町民センターを会場に活動
秋津公民館	昭和31年	秋津町227-30	料理実習室、和室、相談室、会議室、集会室、駐車場
万呂公民館	昭和31年	中万呂46-3	ホール、図書室、事務室、研修室、和室、料理実習室、大集会室、エレベーター、駐車場
新庄公民館	昭和31年	新庄町2031-3	ロビー、事務室、大集会室、研修室、和室、料理実習室、図書室、駐車場
三栖公民館	昭和39年	中三栖805	事務室、大集会室、図書コーナー、和室、研修室、料理実習室、駐車場
長野公民館	昭和39年	長野1146-2	事務室、集会室、駐車場
上秋津公民館	昭和39年	上秋津2083-1	ホール、事務室、児童室、応接室、大会議室、和室、農事研修室、駐車場
秋津川公民館	昭和39年	秋津川668-1	事務室、集会室、駐車場
上芳養公民館	昭和39年	上芳養3165	ホール、事務室、会議室、ロビー、和室、料理実習室、児童室、駐車場
中芳養公民館	昭和39年	中芳養1904	事務室、大集会室、和室、駐車場
ひがし公民館	昭和54年	南新万28-1	ホール、事務室、図書コーナー、学童保育室、大集会室、料理実習室、研修室、和室
龍神公民館	平成17年	龍神村安井1048-6	大ホール、ギャラリー1、2、高齢者実習室1、2、事務室、図書コーナー、展示資料室1、2、大会議室、小会議室、ギャラリー3、応接室、相談室、調理実習室、手芸実習室、農林実習室、音楽実習室、屋外実習室
龍神分館	平成17年	龍神村湯ノ又329-1	和室、台所

○社会教育施設（続き）

施設名	設置年度	所在地	施設概要
宮代分館	平成17年	龍神村宮代212	和室、洋室、台所
殿原分館	平成17年	龍神村宮代399	和室、台所
東西分館	平成17年	龍神村東1013-3	和室、台所
中山路分館	平成17年	龍神村柳瀬1122	和室、台所
福井分館	平成17年	龍神村福井1017-2	和室、洋室、台所
甲斐ノ川分館	平成17年	龍神村甲斐ノ川311	和室、台所、事務室
中辺路公民館 栗栖川上分館	昭和41年	中辺路町栗栖川402-1	大会議室、調理実習室、図書室、事務室、ロビー、中会議室、第一会議室、第二会議室、第三会議室、ITルーム、和室、作法室、音楽室
栗栖川下分館	昭和41年	中辺路町北郡829	北郡集落センターを会場に活動
二川分館	昭和41年	中辺路町川合1444-1	川合集会所を会場に活動
近野分館	昭和41年	中辺路町近露891	熊野古道なかへち美術館 事務室を会場に活用
大塔公民館 鮎川分館	昭和32年	鮎川2567-1	大会議室、老人憩室、事務室、ホール、住民相談室、成人教室、ヤングルーム、生活改善実習室、中会議室、会議室（別棟）図書室
鮎川分館	昭和32年	同上（大塔公民館を会場に活動）	
三川分館	昭和40年	合川439-4	講習室、和室、料理実習室、大会議室
富里分館	昭和40年	下川下640	講習室、和室、事務室、料理実習室、大会議室
本宮公民館	平成17年	本宮町本宮219	事務室、会議室、大会議室、駐車場
本宮分館	昭和32年	本宮町本宮545	集会室、舞台、和室2
三里分館	昭和32年	本宮町伏拝1087 三里小学校敷地内	三里小学校敷地内に設置（和室、倉庫）
四村川分館	昭和32年	本宮町下湯川479 旧四村川小学校敷地内	旧四村川小学校の一部校舎を公民館施設として使用
請川分館	昭和32年	本宮町耳打499 本宮小学校内	本宮小学校に設置
南方熊楠顕彰館	平成18年	中屋敷町36	玄関ホール、展示スペース、学習室、収蔵庫、交流・閲覧室、研究・作業室、管理室
田辺市立図書館 （田辺市文化交流センター）	平成23年	東陽31-1	図書館、市民交流ホール、歴史民俗資料館、大会議室
田辺市立美術館	平成8年	たきない町24-43 新庄総合公園内	展示室5室、収蔵庫2室、研修室、事務室、エントランスホール他

○社会教育施設（続き）

施設名	設置年度	所在地	施設概要
田辺市立美術館分館 熊野古道なかへち美術 館	平成10年	中辺路町近露891	展示室1室、保管庫1室、交流スペース、事務室、ロビー他

○社会体育施設一覧

施設名	設置年	所在地	内容
田辺市若もの広場	平成17年	上秋津2255-5	軟式野球、ソフトボール2面、サッカー（90m×60m）
田辺市天神運動場	昭和58年	天神崎27-8	ソフトボール1面、少年野球
田辺市神島台運動場	昭和58年	神島台9-29号	少年野球2面、サッカー、ラグビー
田辺市文里多目的グラウンド	平成24年	文里二丁目38-1	少年野球、ソフトボール、サッカー
田辺市文里芝グラウンド	平成24年	文里二丁目38-2	グラウンドゴルフ、ゲートボール
田辺市文里運動広場	昭和56年	文里二丁目34-7	少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ
田辺市文里テニスコート	昭和54年	文里二丁目32-56	砂入り人工芝3面、練習コート
田辺市芳養テニスコート	昭和58年	芳養町1635-1	アンツーカー2面
田辺市わかしおテニスコート	昭和44年	上屋敷二丁目17-13	ソフトテニス1面
田辺市体育センター	昭和60年	芳養町108-4	バレーボール2面、バスケット2面、バドミントン6面、ソフトバレー6面、ソフトテニス1面、卓球14台
田辺市長野体育館	平成元年	長野1401	バレーボール1面、バスケット1面、バドミントン3面
田辺市立弓道場	平成25年	目良42-1	近的12人射、遠的9人射
田辺市立武道館	昭和47年	目良44-8	武道全般
田辺市目良多目的グラウンド	平成25年	目良42-2	少年サッカー、グラウンドゴルフ
田辺市もりいこいの広場プール	昭和54年	文里二丁目32-56	レジャープール

○社会体育施設一覧（続き）

施設名	設置年	所在地	内容
南紀田辺スポーツセンター	平成26年	上の山一丁目23-1-1	体育館(バスケット2面、バレーボール2面、バドミントン8面、ハンドボール1面)陸上競技場(400m×8レーン、サッカー1面、ラグビー1面)宿泊施設(定員152名)多目的ホールなど
田辺スポーツパーク野球場	平成27年	上の山一丁目23-1-2	硬式野球、軟式野球(両翼100m、センター122m)
田辺スポーツパーク室内練習場	平成27年	上の山一丁目23-1-3	フットサル2面(33m×17m)
田辺スポーツパークテニスコート	平成27年	上の山一丁目23-1-4	砂入り人工芝6面
田辺スポーツパークサブグラウンド	昭和46年	上の山一丁目23-1-5	少年サッカー(65m×60m)
田辺スポーツパーク多目的グラウンド	平成27年	上の山一丁目23-1-6	軟式野球(95m×92m)、サッカー、陸上競技(投てき可能)
田辺市大塔体育館	昭和54年	鮎川2588-2	テニス1面、バスケット1面、バレーボール2面、バドミントン2面
田辺市鮎川若もの広場	昭和49年	鮎川1469-10	軟式野球、ソフトボール2面、サッカー
田辺市富里運動場	昭和55年	下川下816-1	軟式野球、ソフトボール2面、サッカー
田辺市三川広場	昭和55年	谷野口23	(施設貸出休止中)
田辺市富里体育館	昭和57年	下川下816-1	バレーボール1面、バドミントン1面、卓球
田辺市大塔武道館	平成8年	鮎川2588-2	武道全般
田辺市中辺路多目的グラウンド	平成15年	中辺路町栗栖川469-68	軟式野球、ソフトボール2面、サッカー、ゲートボール
田辺市栗栖川テニスコート	平成15年	中辺路町栗栖川469-68	砂入り人工芝2面
田辺市中辺路若もの広場	昭和44年	中辺路町栗栖川307-2	軟式野球、ソフトボール1面
田辺市近野プール	昭和56年	中辺路町近露149	水泳プール25m、幼児用
田辺市二川体育館	昭和59年	中辺路町川合1451	バレーボール1面、バドミントン2面
田辺市グリーングラウンド	平成9年	龍神村柳瀬1469-1	硬式野球、軟式野球、ソフトボール2面
田辺市龍神広場	昭和59年	龍神村安井65-1	軟式野球、ソフトボール2面
田辺市安井運動場	昭和45年	龍神村安井822	少年野球、ソフトボール1面

○社会体育施設一覧（続き）

施設名	設置年	所在地	内容
田辺市安井テニスコート	平成6年	龍神村安井822	砂入り人工芝3面
田辺市多目的運動施設	平成8年	龍神村柳瀬1469-1	テニス2面、ゲートボール3面、ビーチボールバレー4面
田辺市林業者等健康増進センター	昭和62年	龍神村安井822	バスケット1面、バレーボール2面、バドミントン1面、テニス1面、卓球3台
田辺市安井プール	平成6年	龍神村安井822	水泳プール25m、幼児用
田辺市湯ノ又プール	平成7年	龍神村湯ノ又56-1	水泳プール25m、幼児用
田辺市福井プール	平成6年	龍神村福井987	水泳プール25m、幼児用
田辺市本宮若もの広場	昭和44年	本宮町渡瀬750	軟式野球、ソフトボール
田辺市本宮体育館	平成11年	本宮町本宮911-2	バレーボール1面、バスケット1面
田辺市本宮プール	平成14年	本宮町本宮66-2	水泳プール25m、幼児用
田辺市四村川体育館	昭和46年	本宮町下湯川479	バレーボール1面、バドミントン1面

■資料4 社会教育法（抜粋）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の定数等）

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第19条 削除

■資料 5 田辺市社会教育委員設置条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、田辺市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、13人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

■資料 6 田辺市社会教育委員名簿

任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

氏 名	役 職	分野・関係等	備考
山 崎 若 葉		学校教育関係者	
加 藤 麻希子		社会教育関係者	
碓 井 聖 二		家庭教育向上	
三 宅 真帆子		家庭教育向上	
近 藤 信 子		学識経験者	
西 川 一 弘		学識経験者	
高 垣 幸 代	副議長	学識経験者	
尾 崎 弘 和		学識経験者	
松 場 三恵子		学識経験者	
久 保 正 博	議 長	龍神地域	
庄 司 堅 一		中辺路地域	
稲 垣 恵美子		大塔地域	
九 鬼 かおる		本宮地域	

■資料7 田辺市地域を創る生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 田辺市生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）が示す基本理念の実現を目指し、生涯学習を通じた住民主体の地域づくりを推進するため、田辺市地域を創る生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習関連情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 推進計画の実施計画策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) その他生涯学習を通じた地域づくりに関し必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議は、別表の委員をもって組織する。

- 2 推進会議に会長を置き、教育委員会生涯学習課生涯学習推進係長をもって充てる。
- 3 推進会議に副会長を置き、企画部企画広報課企画調整係長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議を統括し、会議の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、教育委員会生涯学習課生涯学習推進係に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

■資料 8 田辺市地域を創る生涯学習推進会議委員名簿

	役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	会 長	生涯学習課・生涯学習推進係長	北 尾 幸 生
2	副 会 長	企画広報課・企画調整係長	竹 本 昌 人
3	委 員	教育総務課・庶務係長	岡 本 圭 介
4	〃	学校教育課・指導係長	澄 口 善 一
5	〃	生涯学習課・公民館係長	坂 本 明 人
6	〃	スポーツ振興課・市民スポーツ係長	高 井 正 臣
7	〃	文化振興課・文化振興係長	佐 藤 真
8	〃	文化振興課・参事（文化財係長事務取扱）	中 川 貴
9	〃	南方熊楠顕彰館・主任	西 尾 浩 樹
10	〃	図書館・次長（司書係長事務取扱）	仲 道 子
11	〃	美術館・主任	辰 巳 充
12	〃	末広児童館・主任	谷 本 和 也
13	〃	龍神教育事務所・主任	濱 窄 忠 人
14	〃	中辺路教育事務所・主任	岡 崎 誠
15	〃	大塔教育事務所・主任	高 根 昌 史
16	〃	本宮教育事務所・主任	森 知 三
17	〃	自治振興課・市民活動係長	馬場崎 栄
18	〃	人権推進課・人権推進係長	堀 口 泰 令
19	〃	防災まちづくり課・地域防災係長	竹 中 孝 雄
20	〃	環境課・環境対策係長	井 潤 伴 好
21	〃	健康増進課・参事（健康管理係長事務取扱）	露 詰 公 子
22	〃	やすらぎ対策課・高齢福祉係長	吹 揚 恒 夫

	役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
23	委 員	福祉課・庶務係長	平 谷 晃 代
24	〃	子育て推進課・こども家庭係長	平 啓 治
25	〃	商工振興課・商工労政係長	狼 谷 千 歳
26	〃	農業振興課・農政係長	蟬 寿
27	〃	山村林業課・山村振興係長	山 本 良 明
28	〃	都市計画課・参事（計画係長事務取扱）	衣 田 克

	役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
	事 務 局	生涯学習課・生涯学習推進係主査	堺 佳奈子
	〃	生涯学習課・生涯学習推進係事務員	澤 本 将 太

■資料9 第2次田辺市生涯学習推進計画の策定経過

年月日	項目
平成29（2017）年 3月18日	平成28年度第2回館長主事会議 ・第2次生涯学習推進計画の策定について
3月29日	平成28年度第6回社会教育委員会議定例会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価と検証に向けて ・第2次田辺市生涯学習推進計画の策定に向けた進め方について
5月19日	平成29年度第1回社会教育委員会議定例会 ・計画素案検討部会発足
6月20日	第1回計画素案検討部会 ・第2次田辺市生涯学習推進計画の策定について
7月7日	平成29年度第2回社会教育委員会議定例会 ・第2次田辺市生涯学習推進計画の策定について
7月15日	田辺の未来を考えるシンポジウム 川北秀人氏（IIHOE「人と組織と地球のための国際研究所」代表者）
9月20日	第2回計画素案検討部会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の策定について
9月27日	平成29年度第3回社会教育委員会議定例会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価と検証（案）について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の施策体系の構築について
10月24日	第3回計画素案検討部会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価と検証案について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の施策体系について
12月5日	第4回計画素案検討部会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）の評価と検証案について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の基本構想について
12月19日	平成29年度第4回社会教育委員会議定例会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）評価報告書（案）について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の施策体系（案）について

年月日	項目
平成30（2018）年 1月15日	第5回計画素案検討部会 チーフ会議 ・第2次田辺市生涯学習推進計画（前期基本計画）の素案について
2月2日	平成29年度第5回社会教育委員会議定例会 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）評価報告書について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の素案について
2月7日	第6回計画素案検討部会 チーフ会議 ・第2次田辺市生涯学習推進計画の重点アクションプラン等について
2月17日	平成29年度第3回館長主事会議 ・第1次田辺市生涯学習推進計画（後期基本計画）評価報告書について ・第2次田辺市生涯学習推進計画の素案について

■資料10 市民アンケート結果について

この市民アンケート結果は、第2次田辺市生涯学習推進計画の策定の参考とするため、平成28年度に本市が実施した「第2次田辺市総合計画策定に関するアンケート」の結果から抜粋したものです。

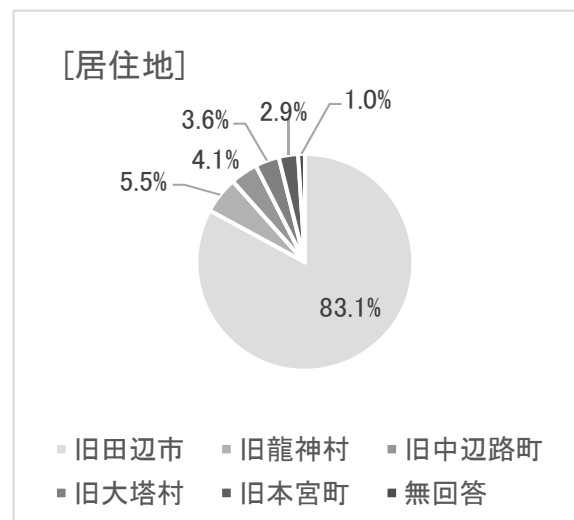
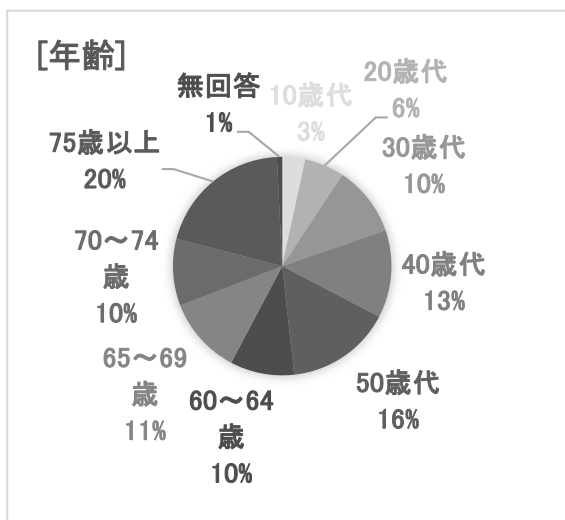
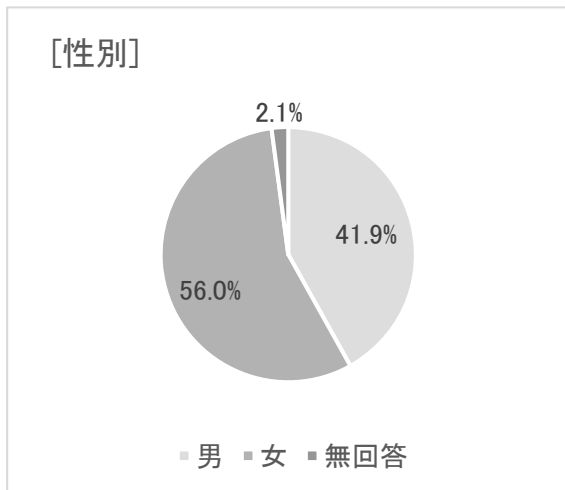
(1) 調査の概要

調査の目的

- 田辺市の現在の施策や将来のまちづくりについて、市民の考えや意見を広く収集し、今後の市政の推進に反映させる。

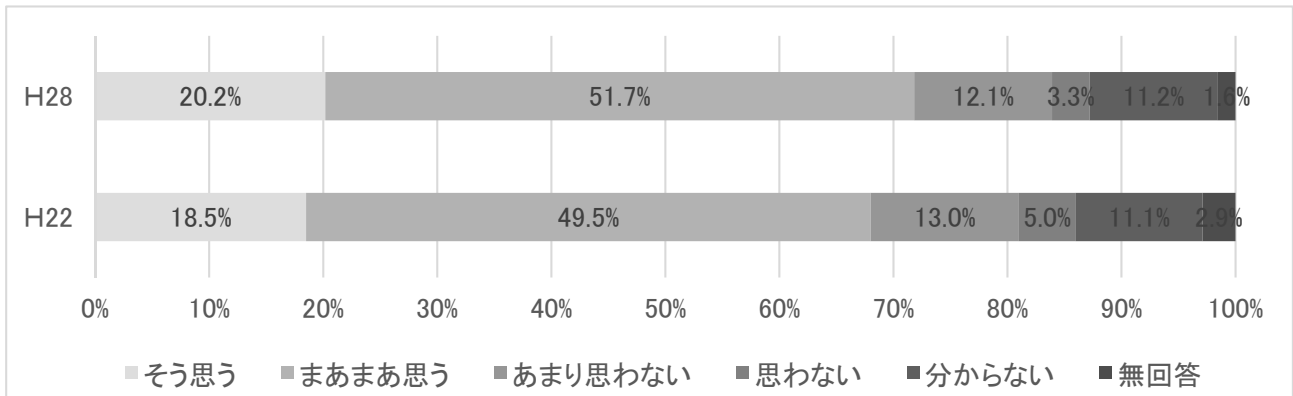
調査の方法

- 満15歳以上の市民6,727人を無作為に抽出してアンケートを依頼した。
回答率は43.5% (2,912件) であった。なお、回答いただいた市民の内訳は次のとおり。



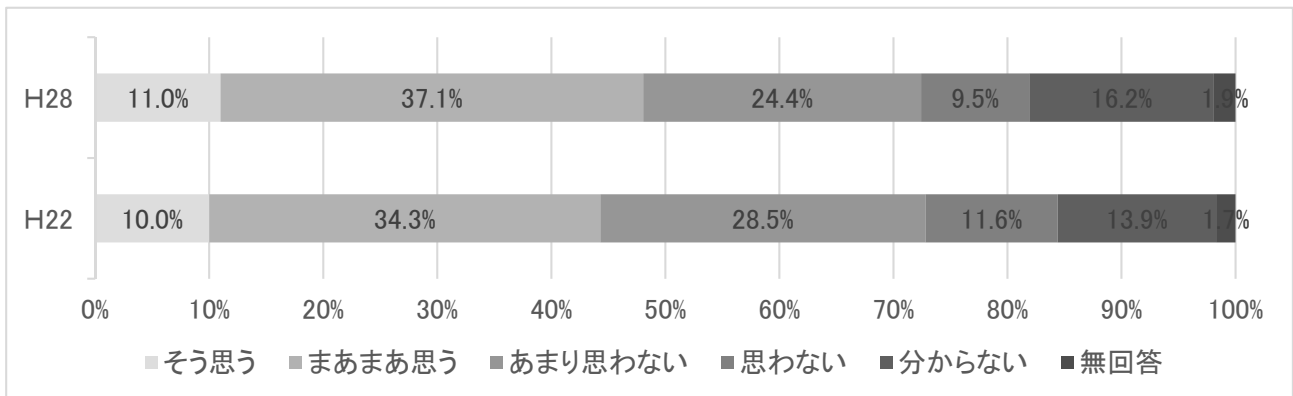
(2) 調査結果

質問① 身の回りで人権が守られていると思いますか。



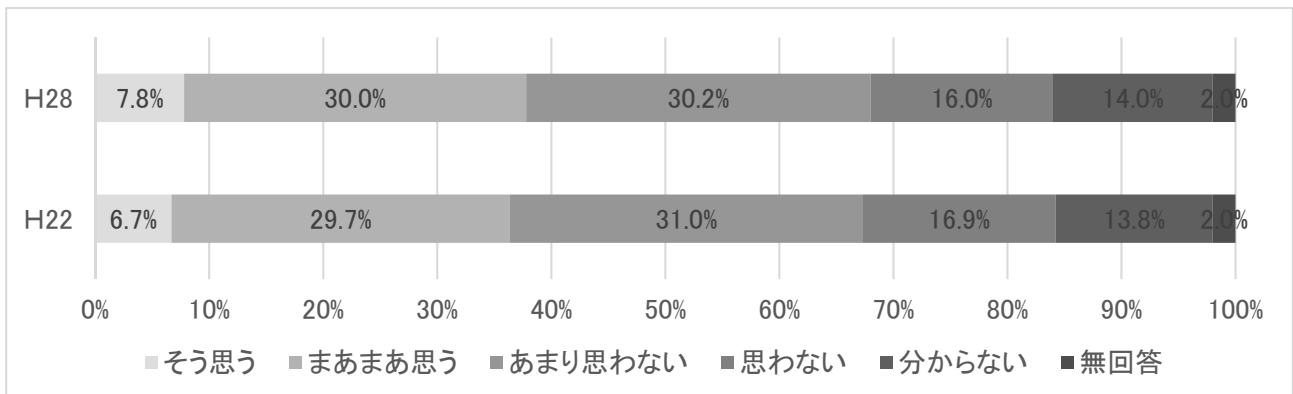
- 7割の人が「身の回りで人権が守られている」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は改善 (+3.9%) している。

質問② 子供たちと地域の人たちとのつながりが深まっていると思いますか。



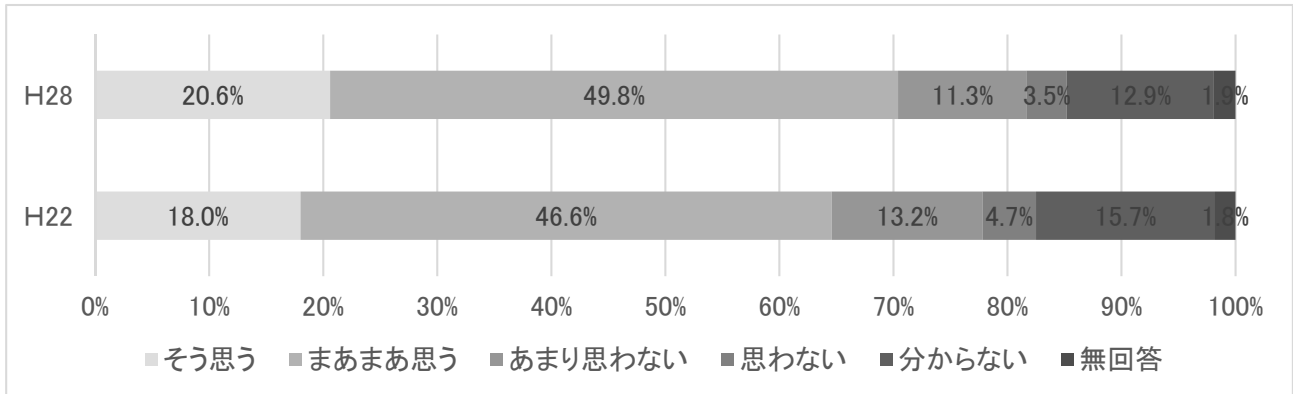
- 半数近い人が「子供たちと地域の人たちとのつながりが深まっている」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は改善 (+3.7%) している。

質問③ 田辺市は芸術の鑑賞や文化の活動機会に恵まれたまちだと思いますか。



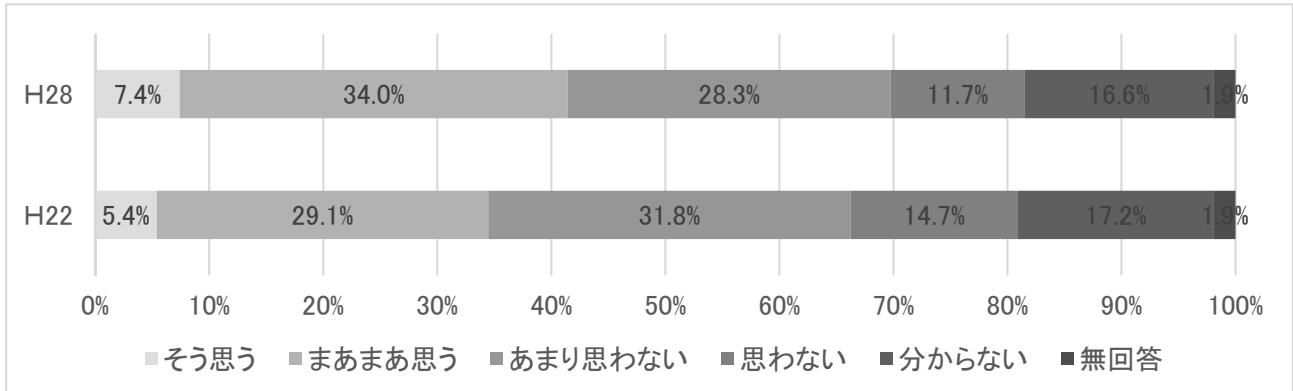
- 「施設や教育内容が充実していない」と感じている人の方が多い。
- 前回調査から、意識は改善 (+1.5%) している。

質問④ 世界遺産など文化財が大切に保存されていると思いますか。



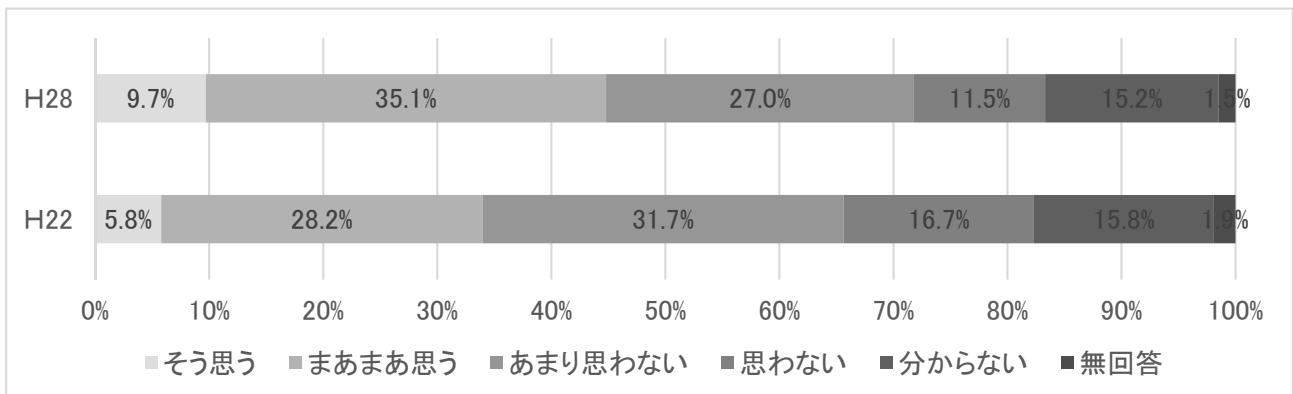
- 7割の人が「世界遺産など文化財が大切に保存されている」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+5.7%）している。

質問⑤ だれもが、いつでも、気軽に学習できる環境が整っていると思いますか。



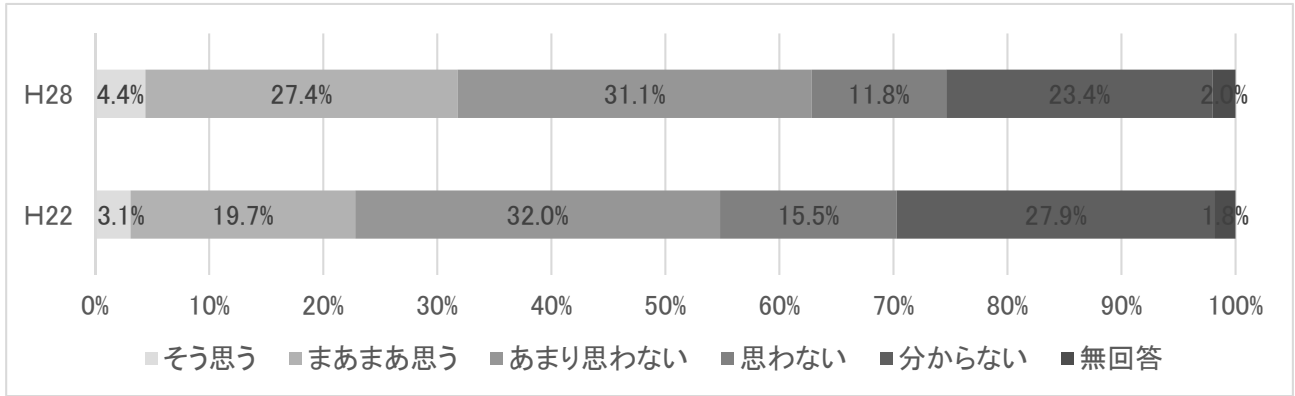
- 「思う」、「思わない」がほぼ同率となっている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+6.9%）している。

質問⑥ だれもが、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境が整っていると思いますか。



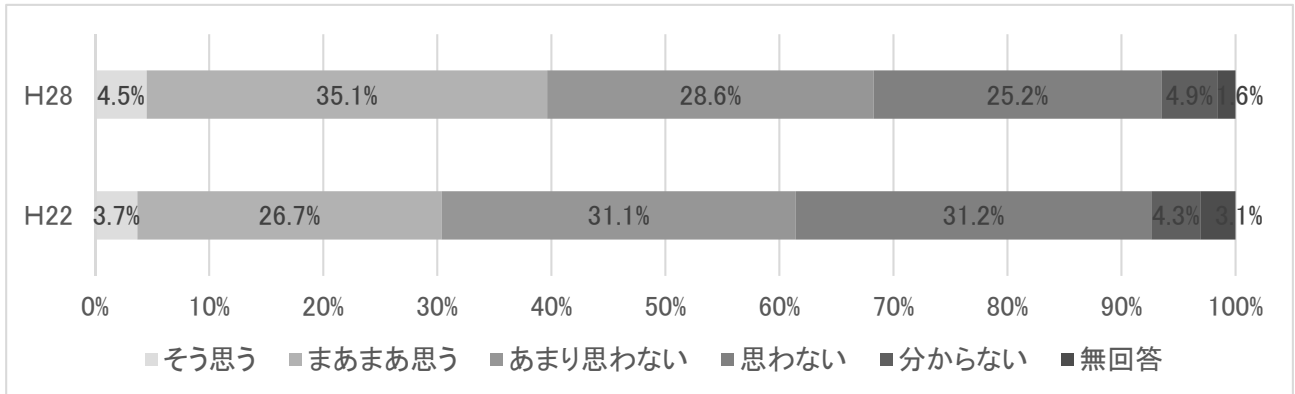
- 4割以上の方が「生涯を通じてスポーツを楽しめる環境が整っている」と思っている
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+10.8%）している。

質問⑦身の回りで外国人や異文化を受け入れる理解が深まっていると思いますか。



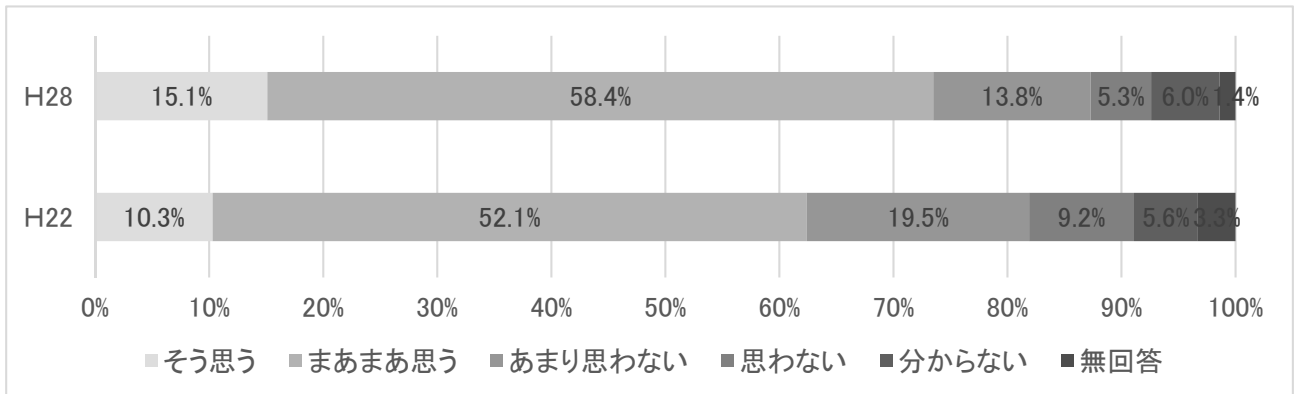
- 「身の回りで外国人や異文化を受け入れる理解が深まっていない」と感じている人の方が多い。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+8.9%）している。

質問⑧交通ルールや交通マナーが十分守られていると思いますか。



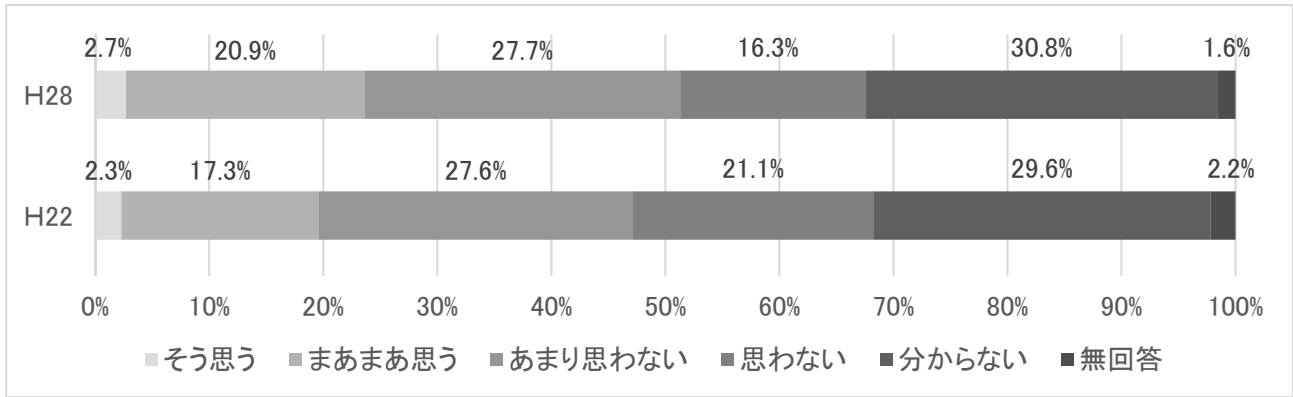
- 「交通ルールや交通マナーが十分守られていない」と感じている人が半数を占める。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+9.4%）している。

質問⑨田辺市は犯罪が少なく、安全なまちであると思いますか。



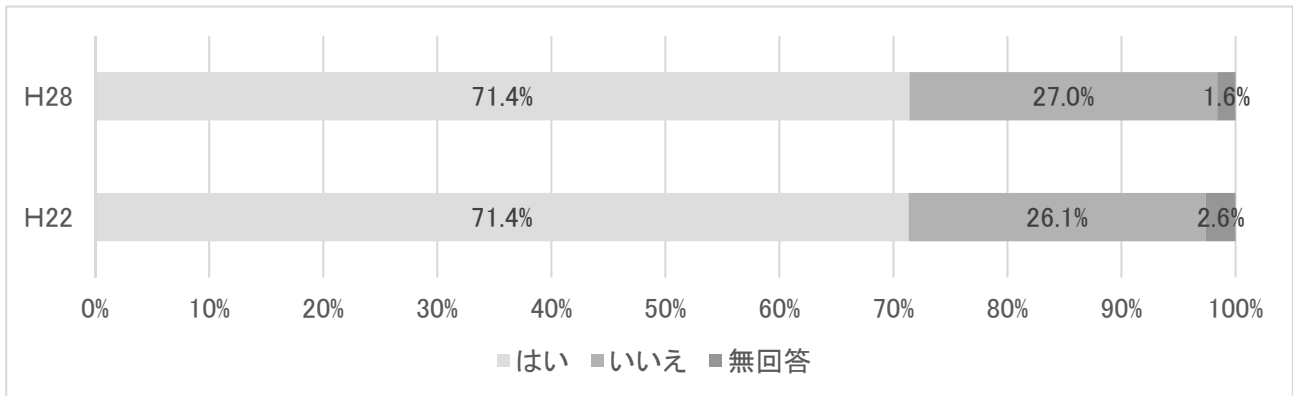
- 7割の人が「田辺市は犯罪が少なく、安全なまちである」と思っている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+11.1%）している。

質問⑩市民と行政の連携によるまちづくりができていると思いますか。



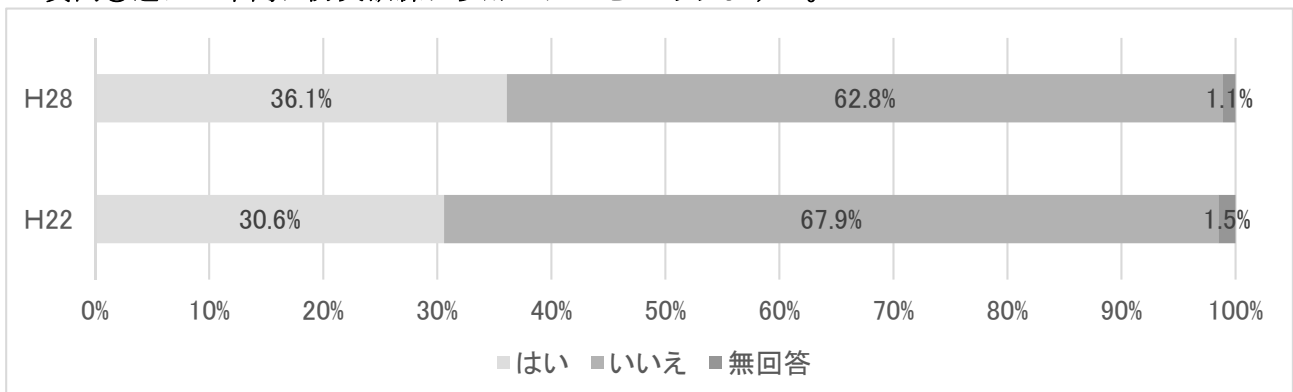
- 「市民と行政の連携によるまちづくりができていない」と感じている人が半数近い。
- 前回調査と比べ、意識は改善（+4.0%）している。

質問⑪南方熊楠翁や植芝盛平翁について、またその功績を知っていますか。



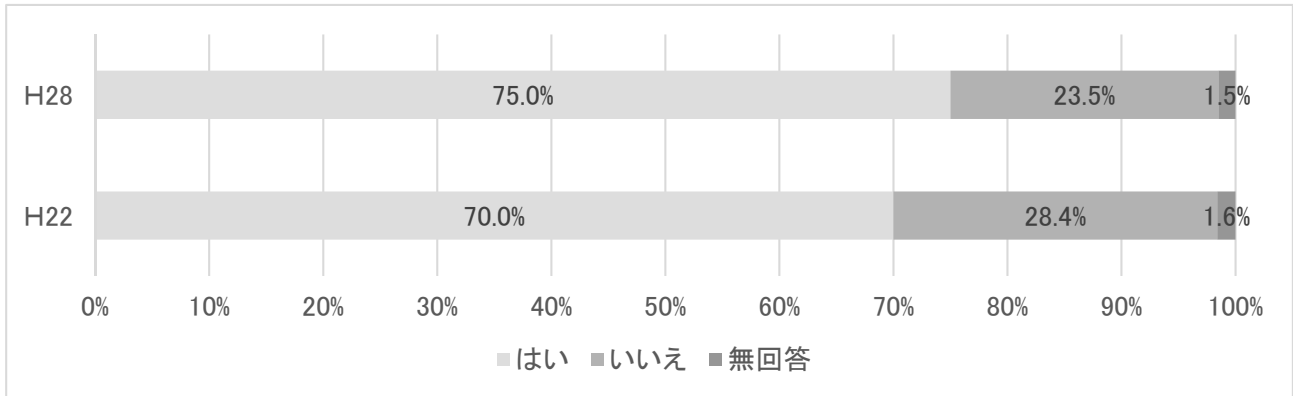
- 7割の人が「知っている」と答えている。
- 前回調査から、意識の変化は見られない。

質問⑫過去1年間に防災訓練に参加したことがありますか。



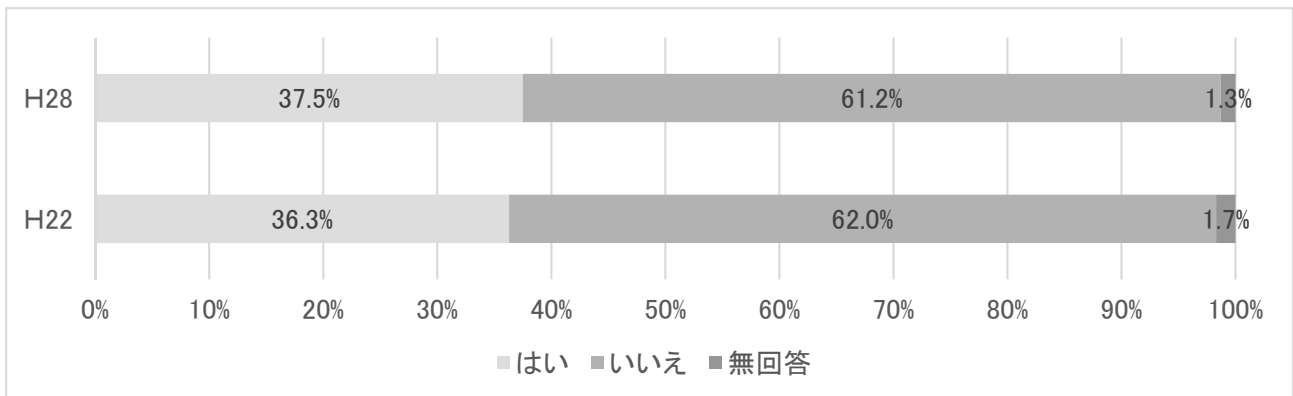
- 「参加したことがない」が6割を超えている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+5.5%）している。

質問⑬災害発生時の避難施設や避難路を知っていますか。



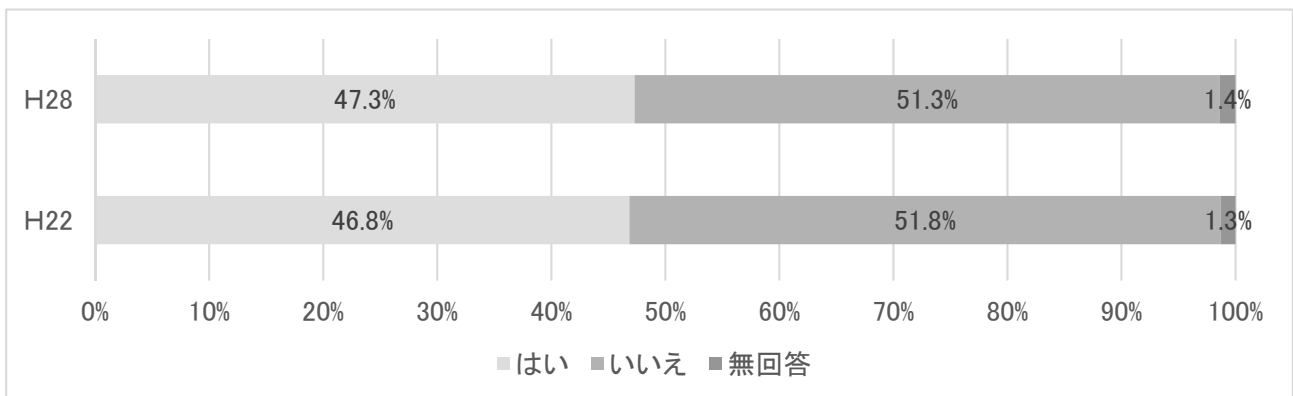
- 7割以上の方が「知っている」と答えている。
- 前回調査と比べ、意識は大きく改善（+5.0%）している。

質問⑭過去1年間に、クリーン作戦などの環境美化活動に参加したことがありますか。



- 「参加したことがない」が6割を超えている。
- 前回調査から、意識は改善（+1.2%）している。

質問⑮ご自宅でパソコンによるインターネットを使用していますか。



- 「はい」と「いいえ」が拮抗している。
- 前回調査から、意識の変化（+0.5%）は見られない。

■資料 11 用語の解説

- (1)ライフスタイル……生活の様式、営み方。また、人生観・習慣などを含めた個人の生き方。
- (2)多様化……多くの様式や種類に分かれること。
- (3)N P O……Non-Profit Organizationの略。非営利活動組織の意味。
- (4)パートナーシップ……連携、協力関係。市民と行政がお互いに自立し、お互いの主体性を尊重し、かつ相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。
- (5)グローバル化……文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行われるようになること。
- (6)イノベーション……新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革のこと。
- (7)地域公共人材……地域社会の全ての部門が公共的活動で社会的役割を果たすことが求められる現代において、産官学民それぞれの部門を横断して活躍するマルチパートナーシップを担う人材のことをいいます。
- (8)新しい公共……公共サービスを市民自身やN P Oが主体となり提供する社会、現象、または考え方のこと。
- (9)ハラスメント……嫌がらせや 相手を不快にさせる行動のこと。
- (10)バイオマス……再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。（「第1次田辺市総合計画（後期基本計画）」より抜粋）
- (11)ロードサイド型専門店……幹線道路など、通行量の多い道路の沿線に立地し、車やオートバイ等によるアクセスを主たる集客方法とした店舗のこと。（「第2次田辺市総合計画」より抜粋）
- (12)リカレント教育……社会に出てからも学校などで学び、生涯にわたって学習を続ける教育のこと
- (13)ポータルサイト……インターネットにアクセスするときの入り口となるwebサイトのこと。

第2次田辺市生涯学習推進計画

2018年3月

発行 田辺市教育委員会

編集 教育委員会生涯学習課

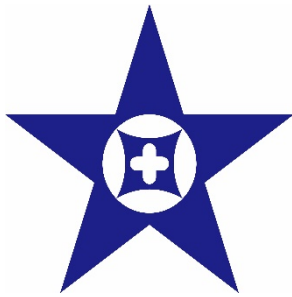
〒646-0028

和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号

田辺市民総合センター内

TEL 0739-26-4908（直通）

URL <http://www.city.tanabe.lg.jp/>



田辺市教育委員会